

# 厚生労働省所管の特別民間法人等の概要

# 特別民間法人 社会保険診療報酬支払基金の概要

## 1. 目的

社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に基づいて設立された法人(平成15年10月1日から民間法人化)であって、医療保険診療報酬等の適正な審査及び迅速適正な支払を行うとともに、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者関係業務、国民健康保険法に基づく退職者医療関係及び介護保険法に基づく介護保険関係業務を行う。

2. 所在地 東京都港区新橋2丁目1番3号(本部)

3. 組織 東京に本部、各県に47支部を置く全国組織

4. 定員 役員 20名  
職員 5,087名

5. 予算 118,624.9億円(平成22年度予算)

## 6. 業務

- 医療機関等から提出される診療報酬請求書等の審査・支払業務(審査支払業務)
- 国民健康保険法に基づく拠出金の徴収と交付金の交付(退職者医療関係業務)
- 介護保険法に基づく納付金の徴収と交付金の交付(介護保険関係業務)
- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく前期高齢者交付金の交付・前期高齢者納付金等の徴収並びに後期高齢者交付金の交付及び後期高齢者支援金等の徴収(高齢者医療制度関係業務)
- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく支援金等の徴収と交付金の交付(病床転換助成事業)

# 労働災害防止団体について

## 労働災害防止団体の概要

昭和30の年代、労働災害の多発に対応するため、安全衛生行政体制の充実に相まって、昭和39年、事業者の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として労働災害防止団体（中央労働災害防止協会（1））、業種別労働災害防止協会（5）が労働災害防止団体の規定により設立。

事業主が行うべき労働安全衛生に関する措置全般について、技術面を中心としたきめの細かい指導援助を行っている。

業種別労働災害防止団体は、労働災害の防止活動の推進のため、業種別の労働災害防止規程を策定する。

## 労働災害の防止に大きく貢献

労働災害防止団体を中心となった「自主的な取組」と「国の行政指導」が車の両輪になって行われた結果、労働災害の防止はその効果をあげてきている。

労働災害死傷者数  
設立当初 4.0万人台

平成21年 約1.1万人

労災保険給付の減少

## 労働災害防止団体の事業活動

### 収益性のある事業

- ・書籍販売
- ・安全衛生教育研修
- ・労働安全衛生マネジメントシステムの導入支援 等

### 収益性のない事業等

- ・専門家による安全診断、職場改善指導（企業内専門家の代替として災防団体の専門家が実施するもの。）
- ・工場、建設現場等に対する安全パトロール
- ・零細企業・家内労働者、林業労働者向けに巡回して行う特殊健康診断
- ・安全管理体制に係る研修（安全衛生推進者等）等
- ・管理費

収益で補填

災防補助金

国が支援

## 労働者の安全と健康を守る団体の取組は今後とも重要

- 今後、行政の直接的関与が限られていく中で「事業者の自主的な労働災害防止活動」がより一層重要。
- 産業現場におけるリスクアセスメント（作業の危険性、有害性の評価とその結果に基づく職場改善）、メンタルヘルス等のように国の監督指導になじまない課題が増加。
- このため、事業者による自主的な労働災害防止活動を支援するための活動を展開する労働災害防止団体は今後とも重要。

# 中央職業能力開発協会の概要

## 1. 概要

中央職業能力開発協会は、「職業能力開発促進法」に基づき厚生労働大臣の認可のもと昭和54年に設立され、事業主団体等を会員として技能検定の実施・ものづくり技能の振興等の中核的な役割を担っている。

## 2. 組織（平成22年度）

会長	立石 信雄	理事長	青木 豊
役員	447会員（都道府県協会、自動車・鉄鋼等の全国的な事業主団体）		
役員	140人	職員	93人+81人（基金事業本部の職員数（外数））

## 3. 業務内容

### (1) 各種研修等の実施

都道府県職業能力開発協会の職業訓練担当職員の研修を行っている。

また、企業の教育担当者等に対して能力開発について実践的な知識を習得させる講習会等を実施している。

### (2) 技能検定試験問題の作成等

国の委託を受けた、技能検定試験問題の作成のほか、技能評価試験・技能審査の実施、都道府県職業能力開発協会が行う技能検定試験実施事業の指導等を行っている。

### (3) 情報の提供

職業訓練、技能検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料提供の他、能力開発に関する様々な情報をデータベース化した能力開発情報システム（ADDS）を活用し、企業・団体・労働者個人に対し、職業能力開発に関する専門的な情報の提供及び相談を行っている。

### (4) 職業能力習得制度（ビジネス・キャリア制度）の実施

ビジネスキャリア制度実施のため、専門知識・能力の体系化、教育訓練コースの認定に係る事務及び修了認定試験問題の作成等を行っている。

### (5) 各種行事の開催

主な全国的行事として、技能五輪全国大会、技能グランプリ等を開催している。

### (6) キャリア支援企業等育成事業の実施

企業内における職業能力開発の推進役たる職業能力開発推進者に対する講習、事業主等に対する専門的な相談・情報提供を実施している。

### (7) 国際協力事業の推進

日本の技能評価システムについての研修や現地トライアル検定等を実施し、開発途上国における技能評価システムの普及促進に協力する等、国際協力・国際交流を行っている。

※ (5)～(7)については、委託事業

## 企業年金連合会の概要

H22.4.1現在

### 法人の概要

**沿革** 企業年金連合会は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき、厚生年金基金を短期間で脱退した者（中途脱退者）等に対する年金給付等を一元的に行うことを主たる目的として、昭和42年に厚生大臣の認可を得て設立された法人。（当時は「厚生年金基金連合会」）

その後、厚生年金基金に加え、確定給付企業年金、確定拠出年金といった企業年金制度間の通算事業に対応し、平成16年の国民年金法等の一部を改正する法律により、平成17年10月より「企業年金連合会」に変更。

**所在地** 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10・11階

**理事長** 徳永 哲男（元旭化成（株）代表取締役副社長）

**役職員数** 214人（役員18人：理事長、常務理事、理事14（うち11は非常勤）、監事2（非常勤）、職員196人）

**予算額** 88.0億円（うち平成22年度国からの財政支出 3.6億円）

### 主な事業

- 企業年金の中途脱退者および解散基金加入員に対する年金給付
- 1500を超える会員である企業年金を対象とした年金数理、資産運用及び給付設計等の情報提供、相談助言、研修等の事業

## 石炭鉱業年金基金の概要

H22.4.1現在

### 法人の概要

- 沿革 石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業年金基金法に基づき、石炭鉱業の坑内労働者の老齢について必要な給付を行うことにより、その老後の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、昭和42年に厚生大臣の認可を受けて設立された法人である。
- 所在地 東京都千代田区有楽町1-6-6 小谷ビル5階
- 理事長 中島 太郎(釧路コールマイン(株)代表取締役社長)
- 役職員数 9人(役員3人:理事長(非常勤)、常務理事、監事(非常勤)、職員6人)
- 予算額 0.8億円(うち平成22年度国からの財政支出なし)

### 主な事業

- 石炭鉱業事業所の事業主から掛金を徴収し、加入員である坑内員及び坑外員ならびに遺族に対し、年金・一時金の給付

# 全国社会保険労務士会連合会

## 1 目的

全国社会保険労務士会連合会は、社会保険労務士の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、試験事務を行うことを目的とする(社会保険労務士法第25条の34第2項)。

## 2 設立年月日

昭和53年12月27日認可

## 3 所在地

東京都中央区日本橋

## 4 役職員数

役員86人(うち常勤1人)、職員 42人(うち常勤42人)

## 5 主な事務事業

- ①社会保険労務士会及びその会員である社会保険労務士に対する指導・連絡
- ②社会保険労務士の登録に関する事務
- ③社会保険労務士試験の実施に関する事務
- ④紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務
- ⑤その他(社会保険労務士会館の運営、国からの委託事業の実施等)

# 全国健康保険協会の概要

## 1. 設立の背景・趣旨

- ・平成18年の医療制度改革の際、政府管掌健康保険について、保険者機能の発揮、加入者・事業主の意見反映、都道府県単位の運営等、効率的な保険運営を図るため、民営化が決定。
- ・平成20年10月、全国健康保険協会が設立。政府管掌健康保険を国から引き継ぎ、運営。
- ・協会は非公務員型法人であり、職員は民間職員。民間から新たに300名を採用。旧社保庁からは、1800名採用。
- ・理事長及び47都道府県支部長にはすべて民間出身者を採用。職員の意識改革を図るとともに、民間のノウハウを積極的に取り入れ、業務の効率化やサービスの向上を推進。
- ・平成22年1月より、船員保険制度を国から承継し、健康保険相当部分(職務外疾病部門)と船員労働の特性に応じた独自・上乗せ給付を行う新しい船員保険制度として、協会が運営。

2. 所在地 東京都千代田区九段北4-2-1(本部)

3. 組織 東京に本部、各県に47支部を置く全国組織

4. 定員 役員 9名(うち常勤 7名) 職員 4,909名(うち常勤職員 2,145名)

5. 予算 93,831.3億円(平成22年度予算)

## 6. 事業

- 被用者のための医療保険の最後の拠り所(健康保険組合を設立できない中小企業等のための健康保険制度)を運営。
- 健康保険法に定める医療給付や現金給付、高齢者医療確保法に基づく特定健診・保健指導(いわゆるメタボ健診)を実施。
- 我が国最大(加入者約3,500万人)の医療保険者として保険者機能を発揮していくため、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検、医療費分析等を実施。



# 厚生労働省所管特別民間法人等の改革原案について

資料3-③

- 厚生労働省においては、省内事業仕分け室を設置し、厚生労働省が自ら改革を実施するため、恒常的な事業として、所管の特別民間法人等の事業などの在り方について、公開の場で、外部の民間有識者による省内事業仕分けを実施。(平成22年4月～5月)
- その結果や行政刷新会議WGの仕分け結果をもとに、法人運営の効率化等の実現を図る改革案を今般、決定。
- 本資料は、各法人の改革案を一覧できるよう、ヒト・モノ・カネの観点でとりまとめたものであり、今後、予算編成過程で更なる削減に努力する。  
※ なお、端数処理により計数が一致しない場合がある。

\* 削減額・削減幅は、原則、平成22年度と平成23年度との差額による。【 】は、政権交代後の実績。純減幅とは、国からの財政支出そのものの削減幅をいう。

法人	ヒト (組織のスリム化)		モノ (余剰資産 の売却等)	カネ (国からの財政支出の削減)					
	削減数	削減幅	削減額	予算額	うち国からの 財政支出	削減幅(法人あて) 今回の 仕分け	政権 交代後 (H21→H23)	純減幅 今回の 仕分け	政権 交代後 (H21→H23)
<p>平成22年4月1日 現在の役員員数</p> <p>社会保険診療報酬支払基金</p> <p>役員:20人 (常勤役員:5人) 職員:5,087人</p>	<p>▲525人以上 ----- (職員▲525人以上 5087→4562以下)</p> <p>※H23年度に▲125人(職員) ※H24～27年度に▲400人(職員)以上 ⇒平成22年度前半を目的に策定する「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画(新計画)」に、管理部門を含めて年度ごとの削減数など具体的な削減計画を盛り込み、更なる上積みを目指す方針</p>	<p>新計画に空戸宿舎の処分及び自前宿舎から借上宿舎への移行計画を盛り込む。</p>	<p>12兆1191.6億円(H21) ↓ 11兆8624.8億円(H22)</p>	<p>394.2億円(H21) ↓ 2.7億円(H22) ↓▲0.2億円 2.5億円(H23)</p>	<p>▲6.9% (▲0.2億円)</p>	<p>▲99.3% (▲391.7億円)</p>	<p>▲6.9% (▲0.2億円)</p>	<p>▲50.2% (▲197.8億円)</p>	<p>※高齢者医療運営円滑化等事業(189.81億円)の厚労省への移管等</p>
<p>国家公務員OBへの対応</p>	<p>役員:4/20人中(H21)→4/20(H22)→次期改選(22年8/9月)に向け公募を実施 職員:9/5,256人中(H21)→8/5,087(H22)→定年後解消</p>								
<p>中央労働災害防止協会</p> <p>役員:109人 (常勤役員:4人) 職員:392人</p>	<p>▲6人 ----- (役員▲1人 4→3) ----- (職員▲5人 362→357(事業部門))</p> <p>役員:4/5人中(H21)→4/4(H22)→次期改選時(平成23年5月)に理事長については公募、役員については民間から登用 職員:15/397人中(H21)→14/392(H22) →安全管理士等専門職を除き定年後解消</p>		<p>113.3億円(H21) ↓ 98.3億円(H22)</p>	<p>49.3億円(H21) ↓ 36.6億円(H22) ↓▲13.5億円 23.1億円(H23)</p>	<p>▲36.9% (▲13.5億円)</p>	<p>▲53.1% (▲26.2億円)</p>	<p>▲36.9% (▲13.5億円)</p>	<p>▲52.9% (▲26.1億円)</p>	<p>※他法人で実施(1300万円)</p>
<p>建設業労働災害防止協会</p> <p>役員:79人 (常勤役員:2人) 職員:282人</p>	<p>▲9人 ----- (役員▲1人 2→1) ----- (職員▲1人 249→248(事業部門)) ----- (職員▲7人 33→26(管理部門))</p> <p>管理部門比率 11%(H22)→9%(H23)</p>		<p>52.4億円(H21) ↓ 49.1億円(H22)</p>	<p>10.2億円(H21) ↓ 7.3億円(H22) ↓▲5.1億円 2.2億円(※) ※補助金2.2億円は3年を目的に段階的に廃止</p>	<p>▲69.9% (▲5.1億円)</p>	<p>▲78.4% (▲8.0億円)</p>	<p>同左</p>		
<p>国家公務員OBへの対応</p>	<p>役員:2/2人中(H21)→2/2(H22)→民間から登用 職員:43/285人中(H21)→41/282(H22)→安全管理士等専門職を除き定年後解消</p>								

法人	ヒト (組織のスリム化)	モノ (余剰資産 の売却等)	カネ (国からの財政支出の削減)					
	削減数	削減幅	削減額	予算額	うち国からの 財政支出	削減幅(法人あて) 今回の 仕分け	政権 交代後 (H21→H23)	純減幅 今回の 仕分け

**中央職業能力開発協会**  
 (役員:140人  
常勤役員:4人)  
 (職員:174人)

▲2人  
 (常勤役員▲1人 4→3)  
 (非常勤役員▲1人 136→135)

※更なる削減に向けて精査  
 ※基金事業本部の廃止 3部13課→0

\* 平成21年度から22年度にかけて、基金事業以外において44名削減(削減幅32%)

国家公務員  
OBへの対応

役員:5/7人中(H21)→1/4(H22)→次期改選時(23年6月)に公募  
 職員:1/172人中(H21)→1/174(H22)→定年後解消

**企業年金連合会**  
 (役員:18人  
常勤役員:5人)  
 (職員:196人)

▲17人  
 (役員▲1人 5→4)  
 (職員▲16人 23→7(記録整備部門))

※職員の削減は、平成25年度を目途に実施。

国家公務員  
OBへの対応

役員:2/5人中(H21)→2/5(H22)→次期改選時(23年4月)に公募  
 職員:4/181人中(H21)→15/196(H22)  
 →平成25年度を目途に9名解消。定年後6名解消

**全国健康保険協会**  
 (役員:9人  
常勤役員:7人)  
 (職員:4,909人)

▲10%(常勤・契約職員合計で490人程度)

(常勤・契約職員 4909→4419程度)  
 ▲490人程度 現行業務分は10%以上削減)

※平成26年度まで

国家公務員  
OBへの対応

役員:3/8人中(H21)→3/9(H22)→次期改選時(23年10月)に公募  
 職員:0/2100人中(H21)→0/2145(H22)

▲0.2億円  
 ※賃借料のより安価な事務所への移転

42億円 (H21)  
 ↓  
 32億円 (H22)

27億円(H21)  
 (うち補助金7.5億円)  
 ↓  
 15億円(H22)  
 (うち補助金5.2億円)  
 ↓▲3,547万円  
 補助金4.9億円 (H23)

京都年金基金センターは福祉施設としては廃止。建物についても年金運用資産として活用し、その収益を年金積立金に充当する方向で速やかに検討。

92.4億円 (H21)  
 ↓  
 88.0億円 (H22)

6.6億円(H21)  
 ↓  
 3.7億円(H22)  
 ↓▲1.8億円  
 1.9億円(H23)

<法定給付等>  
 80,408億円 (H21)  
 ↓  
 80,887億円 (H22)

<法定給付等>  
 10,672億円 (H21)  
 ↓  
 11,608億円 (H22)

<健診、事務費等>  
 1,227億円 (H21)  
 ↓  
 1,297億円 (H22)

<健診、事務費等>  
 218億円 (H21)  
 ↓  
 154億円 (H22)

▲6.8% (▲0.35億円)  
 ▲34.8% (▲2.6億円)

▲48.6% (▲1.8億円)  
 ▲71.2% (▲4.7億円)

▲0.3% (▲40億円+α)

▲29.4% (▲64億円+α)

合計 今回の仕分け	平成23年度 実施	削減数	削減額	削減額(法人あて) *国からの当該法人への支出の削減額	削減額(法人あて) *国からの支出そのものの削減額
	平成23年度 以降を含む	削減数	削減額	削減額(法人あて) 政権交代後 (H21→H23~)	削減額(法人あて) 政権交代後 (H21→H23~)
		▲143人	▲約0.2億円 +α	▲21.0億円	▲21.0億円
		▲1049人 (※全国健康保険協会における契約職員を含む。)	▲約0.2億円 +α	▲23.2億円	▲23.2億円

所管公益法人数及び在籍する厚生労働省OB役職員数の推移

	平成19年12月1日	平成20年12月1日	平成21年12月1日	平成22年4月1日	平成22年7月1日
公益法人数	1,091	1,061	1,028	1,003	991
厚生労働省OBが役員として在籍する公益法人数			485 (981)	452 (851)	417 (707)
うち厚生労働省OBが常勤役員として在籍する公益法人数			293 (358)	285 (337)	271 (318)
厚生労働省OBが職員として在籍する公益法人数			293 (1,768)	280 (1,401)	

※ ( )内は厚生労働省OB役員又は職員数

※公益法人数の減少理由

	平成20年12月1日 ～ 平成21年12月1日	平成21年12月2日 ～ 平成22年4月1日	平成22年4月2日 ～ 平成22年7月1日
新法人へ移行	6	19	9
その他(解散、合併等)	17	6	3
計	23	25	12

## 平成22年7月1日現在の所管公益法人

	所管部局	社・財等	法人名
1	国際課	社	日本キリスト教海外医療協力会
2	国際課	社	国際厚生事業団
3	国際課	財	笹川記念保健協力財団
4	国際課	財	国際博愛協会
5	国際課	財	日本ILO協会
6	国際課	財	日中技能者交流センター
7	国際課	財	日本国際医学協会
8	国際課	財	国際医療技術交流財団
9	国際課	財	国際保健医療交流センター
10	国際課	財	日露医学医療交流財団
11	厚科課	社	予防衛生協会
12	厚科課	財	長寿科学振興財団
13	厚科課	財	ファイザーヘルスリサーチ振興財団
14	厚科課	財	公衆衛生振興会
15	厚科課	財	医用原子力技術研究振興財団
16	統計情報部	財	厚生統計協会
17	医政局	社	巨樹の会
18	医政局	社	至誠会
19	医政局	財	中山報恩会
20	医政局	社	日本医師会
21	医政局	財	愛世会
22	医政局	財	潤和リハビリテーション振興財団
23	医政局	財	河野臨牀医学研究所
24	医政局	財	日本文化厚生財団
25	医政局	財	一新会
26	医政局	財	慢性疾患・リハビリテーション研究振興財団
27	医政局	財	天理よろづ相談所
28	医政局	社	日本農村医学会
29	医政局	財	日本心臓血圧研究振興会
30	医政局	社	日本医学協会
31	医政局	財	日本アレルギー協会
32	医政局	財	がん研究振興財団
33	医政局	財	国際医学情報センター
34	医政局	財	ライフ・プランニング・センター
35	医政局	財	笹川医学医療研究財団
36	医政局	財	がん集学的治療研究財団
37	医政局	財	日本脳神経財団
38	医政局	社	日本眼科医会
39	医政局	財	海外邦人医療基金
40	医政局	財	総合健康推進財団
41	医政局	財	日中医学協会
42	医政局	財	金原一郎記念医学医療振興財団
43	医政局	財	日米医学医療交流財団
44	医政局	財	新医療施設開発振興財団
45	医政局	財	日本ホスピス・緩和ケア研究振興財団
46	医政局	社	日本専門医制評価・認定機構
47	医政局	社	日本病院会

	所管部局	社・財等	法人名
48	医政局	社	日本医療法人協会
49	医政局	社	全日本病院協会
50	医政局	社	全国自治体病院協議会
51	医政局	社	日本医療福祉建築協会
52	医政局	社	病院管理研究協会
53	医政局	財	日本中毒情報センター
54	医政局	財	日本救急医療財団
55	医政局	財	日本医療機能評価機構
56	医政局	社	日本看護協会
57	医政局	社	日本助産師会
58	医政局	社	日本精神科看護技術協会
59	医政局	財	日本赤十字社看護師同方会
60	医政局	財	国際看護師協会東京大会記念奨学基金
61	医政局	財	国際看護交流協会
62	医政局	財	木村看護教育振興財団
63	医政局	財	日本訪問看護振興財団
64	医政局	財	政策医療振興財団
65	医政局	社	全国病院理学療法協会
66	医政局	財	東洋医学研究所
67	医政局	社	日本鍼灸師会
68	医政局	社	日本放射線技師会
69	医政局	社	日本柔道整復師会
70	医政局	社	日本臨床衛生検査技師会
71	医政局	社	日本女医会
72	医政局	社	日本理学療法士協会
73	医政局	財	日本漢方医学研究所
74	医政局	財	日本リハビリテーション振興会
75	医政局	社	全日本鍼灸マッサージ師会
76	医政局	社	日本作業療法士協会
77	医政局	財	東方医療振興財団
78	医政局	社	日本あん摩マッサージ指圧師会
79	医政局	社	東洋療法学校協会
80	医政局	社	日本視能訓練士協会
81	医政局	財	全国療術研究財団
82	医政局	財	柔道整復研修試験財団
83	医政局	財	東洋療法研修試験財団
84	医政局	社	日本美容医療協会
85	医政局	社	全国柔道整復学校協会
86	医政局	財	医療研修推進財団
87	医政局	社	日本臨床工学技士会
88	医政局	財	口腔保健協会
89	医政局	社	日本歯科医師会
90	医政局	社	日本総合歯科協会
91	医政局	社	日本歯科技工士会
92	医政局	財	日本口腔保健協会
93	医政局	財	ライオン歯科衛生研究所
94	医政局	社	日本歯科衛生士会
95	医政局	財	富徳会
96	医政局	財	サンスタ―歯科保健振興財団
97	医政局	財	日本歯科研究研修協会
98	医政局	財	老年歯科医学総合研究所
99	医政局	財	歯科医療研修振興財団
100	医政局	社	日本歯科先端技術研究所
101	医政局	財	8020推進財団
102	医政局	社	日本薬業貿易協会
103	医政局	社	日本医薬品卸業連合会

	所管部局	社・財等	法人名
104	医政局	社	日本歯科商工協会
105	医政局	財	医療科学研究所
106	医政局	社	日本病院寝具協会
107	医政局	社	日本衛生検査所協会
108	医政局	社	日本メディカル給食協会
109	医政局	財	フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団
110	医政局	社	日本医業経営コンサルタント協会
111	医政局	財	医療関連サービス振興会
112	医政局	財	医療情報システム開発センター
113	医政局	財	ヒューマンサイエンス振興財団
114	医政局	社	バイオ産業情報化コンソーシアム
115	健康局	社	調和道協会
116	健康局	財	日本生活協会
117	健康局	財	国民保健会
118	健康局	財	民族科学研究所
119	健康局	社	日本生活問題研究所
120	健康局	財	日本健康文化振興会
121	健康局	社	日本厚生協会
122	健康局	社	老人病研究会
123	健康局	財	保健衛生協会
124	健康局	財	日本環境衛生センター
125	健康局	財	微生物化学研究会
126	健康局	財	保健同人事業団
127	健康局	財	天風会
128	健康局	財	明治安田厚生事業団
129	健康局	財	博慈会
130	健康局	社	日本WHO協会
131	健康局	財	千代田健康開発事業団
132	健康局	財	姿勢研究所
133	健康局	財	予防医学事業中央会
134	健康局	財	ライフ・エクステンション研究所
135	健康局	財	日本予防医学協会
136	健康局	財	名古屋公衆医学研究所
137	健康局	財	京浜保健衛生協会
138	健康局	財	大山健康財団
139	健康局	財	放射線影響研究所
140	健康局	財	氣の研究会
141	健康局	社	日本被団協原爆被爆者中央相談所
142	健康局	財	天然物医科学研究財団
143	健康局	財	日本股関節研究振興財団
144	健康局	財	老齡健康科学研究財団
145	健康局	財	小野医学研究財団
146	健康局	財	日本スポーツ治療医学研究会
147	健康局	財	国際協力医学研究振興財団
148	健康局	財	赤枝医学研究財団
149	健康局	財	癌研究会
150	健康局	財	日本対がん協会
151	健康局	財	日本がん知職普及協会
152	健康局	財	安田記念医学財団
153	健康局	財	佐川がん研究助成振興財団
154	健康局	財	日本公衆衛生協会
155	健康局	財	日本食生活協会
156	健康局	社	全国保健センター連合会
157	健康局	社	日本医療社会事業協会
158	健康局	社	全国地区衛生組織連合会
159	健康局	社	全日本司厨士協会

	所管部局	社・財等	法人名
160	健康局	社	日本栄養士会
161	健康局	財	日本成人病予防会
162	健康局	社	ビタミン協会
163	健康局	財	日本農村医学研究会
164	健康局	社	全国栄養士養成施設協会
165	健康局	社	日本健康倶楽部
166	健康局	財	三井生命厚生事業団
167	健康局	社	日本調理師会
168	健康局	財	体力づくり指導協会
169	健康局	社	日本循環器管理研究協議会
170	健康局	財	日本心臓財団
171	健康局	財	健康管理事業団
172	健康局	財	日本ウエルネス協会
173	健康局	財	大和証券ヘルス財団
174	健康局	社	全国調理師養成施設協会
175	健康局	財	大同生命厚生事業団
176	健康局	財	日体スワロー
177	健康局	財	日本健康開発財団
178	健康局	財	ヘルス・サイエンス・センター
179	健康局	財	いきいき健康増進財団
180	健康局	財	健康・体力づくり事業財団
181	健康局	社	アルコール健康医学協会
182	健康局	社	調理技術技能センター
183	健康局	財	住友生命健康財団
184	健康局	社	日本糖尿病協会
185	健康局	社	日本フィットネス協会
186	健康局	財	日本健康スポーツ連盟
187	健康局	財	循環器病研究振興財団
188	健康局	財	エム・オー・エー健康科学センター
189	健康局	財	日本糖尿病財団
190	健康局	財	宮田心臓病研究振興基金
191	健康局	社	日本ウォーキング協会
192	健康局	社	日本脳卒中協会
193	健康局	財	骨粗鬆症財団
194	健康局	財	日本失明予防協会
195	健康局	社	アイ・センター
196	健康局	社	日本キリスト教救癩協会
197	健康局	財	日本腎臓財団
198	健康局	財	難病医学研究財団
199	健康局	財	前立腺研究財団
200	健康局	財	エイズ予防財団
201	健康局	社	日本透析医会
202	健康局	財	日本リウマチ財団
203	健康局	財	膵臓病研究財団
204	健康局	財	高齢者眼疾患研究財団
205	健康局	財	日本二分脊椎・水頭症研究振興財団
206	健康局	財	日本アイバンク協会
207	健康局	社	日本臓器移植ネットワーク
208	健康局	財	骨髄移植推進財団
209	健康局	財	性の健康医学財団
210	健康局	財	化学療法研究会
211	健康局	財	有馬・近藤記念医学財団
212	健康局	財	日産厚生会
213	健康局	社	日本結核病院協会
214	健康局	財	日本寄生虫予防会
215	健康局	財	三悪追放協会

	所管部局	社・財等	法人名
216	健康局	財	予防接種リサーチセンター
217	健康局	社	全国結核予防婦人団体連絡協議会
218	健康局	財	ウイルス肝炎研究財団
219	健康局	財	富士霊園
220	健康局	社	日本空気清浄協会
221	健康局	社	全国ビルメンテナンス協会
222	健康局	財	墓園普及会
223	健康局	財	ビル管理教育センター
224	健康局	財	永光墓園
225	健康局	社	全日本墓園協会
226	健康局	社	全国建築物飲料水管理協会
227	健康局	社	日本ダストコントロール協会
228	健康局	社	日本プールアメニティ施設協会
229	健康局	社	日本ペストコントロール協会
230	健康局	財	洗濯科学協会
231	健康局	社	国際理容協会
232	健康局	社	日本理容美容教育センター
233	健康局	財	国際美容協会
234	健康局	社	全国生活衛生同業組合中央会
235	健康局	社	日本毛髪科学協会
236	健康局	社	日本パーテナー協会
237	健康局	社	日本リネンサプライ協会
238	健康局	社	日本自動車旅行ホテル協会
239	健康局	社	全国ハウスクリーニング協会
240	健康局	財	全国生活衛生営業指導センター
241	健康局	社	日本ソムリエ協会
242	健康局	社	日本ダイアパー事業振興会
243	健康局	財	理容師美容師試験研修センター
244	健康局	社	日本サウナ・スパ協会
245	健康局	財	日本エステティック研究財団
246	健康局	社	全国水利用設備環境衛生協会
247	健康局	社	日本水道協会
248	健康局	社	日本水道工業団体連合会
249	健康局	社	全国上下水道コンサルタント協会
250	健康局	財	水道技術研究センター
251	健康局	財	給水工事技術振興財団
252	医薬	社	日本薬剤師会
253	医薬	財	漢方医薬研究振興財団
254	医薬	社	全日本医薬品登録販売者協会
255	医薬	財	先進医薬研究振興財団
256	医薬	財	かなえ医薬振興財団
257	医薬	社	日本薬局協励会
258	医薬	社	日本病院薬剤師会
259	医薬	財	代謝異常治療研究基金
260	医薬	財	日本リディアオリリー協会
261	医薬	財	臨床薬理研究振興財団
262	医薬	財	医科学応用研究財団
263	医薬	財	細胞科学研究財団
264	医薬	財	日本薬剤師研修センター
265	医薬	財	横山臨床薬理研究助成基金
266	医薬	財	いしずえ
267	医薬	財	友愛福祉財団
268	医薬	財	日本抗生物質学術協議会
269	医薬	社	日本衛生材料工業連合会
270	医薬	財	日本公定書協会
271	医薬	財	日本血液検査器械検定協会



	所管部局	社・財等	法人名
272	医薬	社	日本眼鏡技術者協会
273	医薬	財	日本ポリオ研究所
274	医薬	社	日本ホームヘルス機器協会
275	医薬	社	日本画像医療システム工業会
276	医薬	財	日本医科器械資料保存協会
277	医薬	財	医療機器センター
278	医薬	社	日本臨床検査薬協会
279	医薬	財	コスメロジー研究振興財団
280	医薬	財	機能水研究振興財団
281	医薬	財	日本医薬情報センター
282	医薬	財	医薬情報担当者教育センター
283	医薬	社	細菌製剤協会
284	医薬	社	日本血液製剤協会
285	医薬	財	献血供給事業団
286	医薬	財	血液製剤調査機構
287	医薬	財	麻薬・覚せい剤乱用防止センター
288	食品安全部	社	日本食品衛生協会
289	食品安全部	財	ひかり協会
290	食品安全部	財	森永奉仕会
291	食品安全部	財	日本検疫衛生協会
292	食品安全部	社	日本青果物輸入安全推進協会
293	食品安全部	社	日本輸入食品安全推進協会
294	食品安全部	財	日本健康・栄養食品協会
295	食品安全部	財	残留農薬研究所
296	食品安全部	財	食品農薬品安全性評価センター
297	食品安全部	財	日本食品化学研究振興財団
298	食品安全部	社	日本海事検定協会
299	食品安全部	社	日本食肉加工協会
300	食品安全部	財	新日本検定協会
301	食品安全部	財	日本乳業技術協会
302	食品安全部	財	畜産生物科学安全研究所
303	食品安全部	社	日本乳容器・機器協会
304	食品安全部	社	全国はっ酵乳乳酸菌飲料協会
305	食品安全部	社	菓子・食品新素材技術センター
306	食品安全部	社	日本アイスクリーム協会
307	食品安全部	財	食品薬品安全センター
308	食品安全部	財	マイコトキシン検査協会
309	食品安全部	社	日本乳業協会
310	基準局	社	全国労働保険事務組合連合会
311	基準局	社	企業福祉・共済総合研究所
312	基準局	社	東海電友共済会
313	基準局	社	同仁協会
314	基準局	社	たばこ共済会
315	基準局	社	新聞販売従業員共済会
316	基準局	社	新聞販売店従業員厚生会
317	基準局	社	新聞販売店厚生センター
318	基準局	社	日本産業退職者協会
319	基準局	社	商業・サービス業退職金共済会
320	基準局	社	全国倉庫業退職金共済会
321	基準局	社	木材産業退職金共済会
322	基準局	社	財形福祉協会
323	基準局	社	日本精神病院退職金共済会
324	基準局	社	全日本病院退職金共済会
325	基準局	社	全国石油業退職金共済会
326	基準局	社	電器販売店従業員退職金共済会
327	基準局	社	税理士事務所職員退職年金共済会

	所管部局	社・財等	法人名
328	基準局	社	西日本プラスチック退職金共済会
329	基準局	社	全国中小企業勤労者福祉サービスセンター
330	基準局	社	日本産業衛生学会
331	基準局	社	日本労務研究会
332	基準局	社	日本ボイラ協会
333	基準局	社	ボイラ・クレーン安全協会
334	基準局	社	産業関係研究所
335	基準局	社	日本クレーン協会
336	基準局	社	仮設工業会
337	基準局	社	日本経営労務協会
338	基準局	社	産業安全技術協会
339	基準局	社	経営労働協会
340	基準局	社	全国労働衛生団体連合会
341	基準局	社	総合経営管理協会
342	基準局	社	労務管理教育センター
343	基準局	社	労働技能講習協会
344	基準局	社	全国建設業労災互助会
345	基準局	社	日本作業環境測定協会
346	基準局	社	全国登録教習機関協会
347	基準局	社	合板仮設安全技術協会
348	基準局	社	日本労働安全衛生コンサルタント会
349	基準局	社	日本ボイラ整備据付協会
350	基準局	社	全国労働基準関係団体連合会
351	基準局	社	オリエンタル労働衛生協会
352	基準局	社	全国労働金庫協会
353	基準局	社	日本労働者信用基金協会
354	基準局	社	日本保安用品協会
355	基準局	社	建設荷役車両安全技術協会
356	基準局	社	日本化学物質安全・情報センター
357	基準局	社	日本テレワーク協会
358	基準局	財	全国勤労者福祉・共済振興協会
359	基準局	財	余暇厚生文化財団
360	基準局	財	日本労働文化協会
361	基準局	財	労働医学研究会
362	基準局	財	中小企業衛生管理協会
363	基準局	財	全日本労働福祉協会
364	基準局	財	日本経営教育センター
365	基準局	財	産業保健協会
366	基準局	財	健康医学協会
367	基準局	財	労働衛生協会
368	基準局	財	日本産業技能教習協会
369	基準局	財	安全衛生技術試験協会
370	基準局	財	労働安全衛生管理協会
371	基準局	財	東日本労働衛生センター
372	基準局	財	中国労働衛生協会
373	基準局	財	産業保健研究財団
374	基準局	財	中小企業災害補償共済福祉財団
375	基準局	財	関西労働保健協会
376	基準局	財	産業医学研究財団
377	基準局	財	日本中小企業福祉事業財団
378	基準局	財	労災保険情報センター
379	基準局	財	日本勤労者健康開発協会
380	基準局	財	労災サポートセンター
381	基準局	財	産業殉職者霊堂奉賛会
382	基準局	財	日本小型貫流ボイラ協会
383	基準局	財	社の都産業保健会

	所管部局	社・財等	法人名
384	基準局	財	藤田建設労務援護会
385	基準局	財	産業医学振興財団
386	基準局	財	中小企業レクリエーションセンター
387	基準局	財	建設業福祉共済団
388	基準局	財	西日本産業衛生会
389	基準局	財	近畿健康管理センター
390	基準局	財	京都工場保健会
391	基準局	財	勤労者共同賃貸住宅協会
392	安定局	社	雇用問題研究会
393	安定局	社	日本中国料理協会
394	安定局	財	雇用振興協会
395	安定局	財	障害者職能訓練センター
396	安定局	財	雇用開発センター
397	安定局	財	日本職業協会
398	安定局	財	産業雇用安定センター
399	安定局	社	日本港湾福利厚生協会
400	安定局	財	港湾労働安定協会
401	安定局	財	九州港湾福利厚生協会
402	安定局	財	日本海港湾福利厚生協会
403	安定局	財	東北港湾福利厚生協会
404	安定局	財	四国港湾福利厚生協会
405	安定局	財	中国港湾福利厚生協会
406	安定局	社	日本看護家政紹介事業協会
407	安定局	社	全日本マネキン紹介事業協会
408	安定局	社	全国求人情報協会
409	安定局	社	日本翻訳協会
410	安定局	社	日本人材派遣協会
411	安定局	社	全国民営職業紹介事業協会
412	安定局	社	全国放送関連派遣事業協会
413	安定局	社	日本人材紹介事業協会
414	安定局	社	日本全職業調理士協会
415	安定局	社	中高年齢者雇用福祉協会
416	安定局	社	全国シルバー人材センター事業協会
417	安定局	社	全国重度障害者雇用事業所協会
418	安定局	社	キャリアセンター中国
419	安定局	財	深川高年齢者職業経験活用センター
420	能開局	財	国際研修協力機構
421	能開局	社	日本インドネシア経済協力事業協会
422	能開局	財	東南アジア文化友好協会
423	能開局	財	オイスカ
424	能開局	財	ユースワーカー能力開発協会
425	能開局	財	高度映像情報センター
426	能開局	社	日本産業カウンセラー協会
427	能開局	社	日本経済青年協議会
428	能開局	社	日本勤労青少年団体協議会
429	能開局	社	日本ワーキング・ホリデー協会
430	能開局	社	全日本紳士服開発協会
431	能開局	社	日本秘書協会
432	能開局	社	全日本洋裁技能協会
433	能開局	社	日本監督士協会
434	能開局	社	全日本愛犬技術者指導協会
435	能開局	社	全国和裁団体連合会
436	能開局	社	全国調理職業訓練協会
437	能開局	社	日本技能調理士協会
438	能開局	社	日本建築大工技能士会
439	能開局	社	日本ホテル・レストランサービス技能協会

	所管部局	社・財等	法人名
440	能開局	社	全国技能士会連合会
441	能開局	社	全国産業人能力開発団体連合会
442	能開局	社	日本広告制作協会
443	能開局	社	日本カール・デュイスベルク協会
444	能開局	社	実践教育訓練研究協会
445	能開局	社	日本洗淨技能開発協会
446	能開局	社	日本生産技能労務協会
447	能開局	社	日本産業訓練協会
448	能開局	社	日本洋装協会
449	能開局	社	日本造園組合連合会
450	能開局	財	根っこの家
451	能開局	財	全国勤労青少年福祉協会
452	能開局	財	あすなろ会
453	能開局	財	勤労青少年躍進会
454	能開局	財	勤労青少年協会
455	能開局	財	勤労青少年健全育成協会
456	能開局	財	介護労働安定センター
457	能開局	財	啓成会
458	能開局	財	職業技能振興会
459	能開局	財	職業訓練教材研究会
460	能開局	財	日本病院管理教育協会
461	能開局	財	建築物管理訓練センター
462	能開局	財	日本医療教育財団
463	能開局	財	海外職業訓練協会
464	能開局	財	中小企業国際人材育成事業団
465	能開局	財	国際労務管理財団
466	能開局	財	国際技能振興財団
467	雇児局	社	全国私立保育園連盟
468	雇児局	社	全国保育士養成協議会
469	雇児局	社	全国ベビーシッター協会
470	雇児局	財	日本児童福祉協会
471	雇児局	財	婦人児童問題研究所
472	雇児局	財	日本児童家庭文化協会
473	雇児局	財	雨宮児童福祉財団
474	雇児局	財	アジア女性交流・研究フォーラム
475	雇児局	財	仁泉指導会
476	雇児局	財	全国里親会
477	雇児局	財	児童健全育成推進財団
478	雇児局	財	児童育成協会
479	雇児局	財	日本児童文化研究所
480	雇児局	財	こども未来財団
481	雇児局	財	母子健康協会
482	雇児局	社	日本産婦人科医会
483	雇児局	社	日本家族計画協会
484	雇児局	財	母子衛生研究会
485	雇児局	社	日本小児保健協会
486	雇児局	財	日本母子衛生助成会
487	雇児局	財	家族計画国際協力財団
488	雇児局	財	がんと子供を守る会
489	雇児局	社	母子保健推進会議
490	雇児局	財	家庭保健生活指導センター
491	雇児局	社	母子用品指導協会
492	雇児局	社	日本小児科医会
493	雇児局	財	小児医学研究振興財団
494	雇児局	財	女性労働協会
495	雇児局	財	二十一世紀職業財団

	所管部局	社・財等	法人名
496	雇児局	社	家庭生活研究会
497	雇児局	社	家庭養護促進協会
498	雇児局	財	日本婦人衛生会
499	雇児局	財	武藤千世子記念愛育会
500	雇児局	財	日本原色押花福祉協会
501	雇児局	財	報知社会福祉事業団
502	雇児局	財	サークルクラブ協会
503	雇児局	財	全国母子寡婦福祉団体協議会
504	社会局	財	原田積善会
505	社会局	財	平和協会
506	社会局	財	富士福祉事業団
507	社会局	財	留日韓国民補導救援協会
508	社会局	財	日本民生文化協会
509	社会局	財	社会福祉研究所
510	社会局	社	日本緑十字社
511	社会局	財	みずほ教育福祉財団
512	社会局	社	東京キワニスクラブ
513	社会局	財	借成会
514	社会局	財	日本国際親善厚生財団
515	社会局	財	保健福祉広報協会
516	社会局	財	損保ジャパン記念財団
517	社会局	財	ソロプチミスト日本財団
518	社会局	財	みずほ福祉助成財団
519	社会局	財	日本社会福祉弘済会
520	社会局	財	三井報恩会
521	社会局	財	毎日新聞東京社会事業団
522	社会局	社	日本紅卍字会
523	社会局	財	東京メソニック協会
524	社会局	財	松翁会
525	社会局	社	日本海員掖済会
526	社会局	社	国際社会福祉協議会日本国委員会
527	社会局	財	三菱財団
528	社会局	財	上尾竹園会
529	社会局	社	生活福祉研究機構
530	社会局	財	中央競馬馬主社会福祉財団
531	社会局	財	自動車事故被害者援護財団
532	社会局	財	平和厚生会
533	社会局	財	鉄道弘済会
534	社会局	財	全日本編物教育協会
535	社会局	社	日本介護福祉士養成施設協会
536	社会局	社	日本社会福祉士会
537	社会局	社	日本介護福祉士会
538	社会局	社	日本社会福祉士養成校協会
539	社会局	財	社会福祉振興・試験センター
540	社会局	財	ソーシャルサービス協会
541	社会局	財	主婦会館
542	社会局	財	日本ユニフォームセンター
543	社会局	財	大和証券福祉財団
544	援護局	社	引揚者団体全国連合会
545	援護局	社	全国樺太連盟
546	援護局	財	台湾協会
547	援護局	財	日本遺族会
548	援護局	財	日本傷痍軍人会
549	援護局	財	千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会
550	援護局	財	海原会
551	援護局	社	元軍人軍属短期在職者協力協会

	所管部局	社・財等	法人名
552	援護局	財	特攻隊戦没者慰霊平和祈念協会
553	援護局	財	大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会
554	援護局	財	中国残留孤児援護基金
555	援護局	財	水交会
556	援護局	財	借行社
557	障害部	社	日本精神科病院協会
558	障害部	社	全日本断酒連盟
559	障害部	社	日本精神保健福祉連盟
560	障害部	社	日本てんかん協会
561	障害部	社	日本精神神経科診療所協会
562	障害部	社	日本精神保健福祉士協会
563	障害部	財	パブリックヘルスリサーチセンター
564	障害部	財	神経研究所
565	障害部	財	復光会
566	障害部	財	日本精神衛生会
567	障害部	財	明治安田こころの健康財団
568	障害部	財	てんかん治療研究振興財団
569	障害部	財	メンタルヘルス岡本記念財団
570	障害部	財	精神・神経科学振興財団
571	障害部	財	小寺記念精神分析研究財団
572	障害部	社	あゆみの箱
573	障害部	財	日本知的障害者福祉協会
574	障害部	財	前川報恩会
575	障害部	財	日本ダウン症協会
576	障害部	社	日本発達障害福祉連盟
577	障害部	社	日本重症児福祉協会
578	障害部	社	全国肢体不自由児・者父母の会連合会
579	障害部	財	日本おもちゃ図書館財団
580	障害部	社	日本自閉症協会
581	障害部	財	日母おぎゃー献金基金
582	障害部	社	ゼンコロ
583	障害部	社	銀鈴会
584	障害部	社	厚生車輛福祉協会
585	障害部	社	日本義肢協会
586	障害部	社	日本リウマチ友の会
587	障害部	社	全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
588	障害部	社	日本オストミー協会
589	障害部	社	全国腎臓病協議会
590	障害部	社	日本筋ジストロフィー協会
591	障害部	社	全国脊髄損傷者連合会
592	障害部	財	全日本聾唖連盟
593	障害部	財	日本障害者リハビリテーション協会
594	障害部	財	日本障害者スポーツ協会
595	障害部	財	日本盲導犬協会
596	障害部	財	日本チャリティ協会
597	障害部	財	広げよう愛の輪運動基金
598	障害部	財	テクノエイド協会
599	障害部	財	ヤマト福祉財団
600	老健局	財	長寿社会開発センター
601	老健局	財	ダイヤ高齢社会研究財団
602	老健局	社	全国有料老人ホーム協会
603	老健局	財	高齢者住宅財団
604	老健局	財	認知症予防財団
605	老健局	財	ユニベール財団
606	老健局	財	ニッセイ聖隷健康福祉財団
607	老健局	財	大阪ガスグループ福祉財団

	所管部局	社・財等	法人名
608	老健局	社	全国老人保健施設協会
609	老健局	財	全国老人クラブ連合会
610	老健局	社	日本タートル協会
611	老健局	財	全国老人福祉助成会
612	老健局	社	虹の会
613	老健局	社	シルバーサービス振興会
614	老健局	財	健康・生きがい開発財団
615	老健局	財	日本興亜福祉財団
616	老健局	社	日本セカンドライフ協会
617	老健局	社	日本福祉用具供給協会
618	老健局	財	福山通運渋谷長寿健康財団
619	老健局	社	全国訪問看護事業協会
620	保険局	社	国民健康保険中央会
621	保険局	社	全国国民健康保険組合協会
622	保険局	社	全国国民健康保険診療施設協議会
623	保険局	財	医療経済研究・社会保険福祉協会
624	保険局	財	医療保険業務研究協会
625	保険局	財	土木建築厚生会
626	保険局	財	日本医療保険事務協会
627	保険局	財	船員保険会
628	年金局	社	関東年金福祉協会
629	年金局	社	全国年金住宅融資法人協会
630	年金局	社	日本国民年金協会
631	年金局	社	全国年金受給者団体連合会
632	年金局	社	全国社会保険協会連合会
633	年金局	社	日本年金数理人会
634	年金局	財	日本老人福祉財団
635	年金局	財	年金シニアプラン総合研究機構
636	年金局	財	日本製鐵八幡共済組合
637	年金局	財	東京労働者福祉厚生協会
638	年金局	財	全国勤労者福祉協会
639	年金局	財	日本労業協会
640	年金局	財	年金住宅福祉協会
641	年金局	財	年金融資福祉サービス協会
642	年金局	財	社会保険協会
643	年金局	財	全国社会保険共済会
644	年金局	財	厚生年金事業振興団
645	年金局	財	社会保険健康事業財団
646	年金局	財	日本船員住宅協会
647	年金局	財	北海道社会保険協会
648	年金局	社	北海道年金福祉協会
649	年金局	財	青森県社会保険協会
650	年金局	財	岩手県社会保険協会
651	年金局	財	宮城県社会保険協会
652	年金局	社	宮城県年金福祉協会
653	年金局	財	秋田県社会保険協会
654	年金局	財	山形県社会保険協会
655	年金局	財	福島県社会保険協会
656	年金局	財	茨城県社会保険協会
657	年金局	財	栃木県社会保険協会
658	年金局	財	群馬県社会保険協会
659	年金局	財	埼玉県社会保険協会
660	年金局	社	埼玉県年金福祉協会
661	年金局	財	千葉県社会保険協会
662	年金局	社	千葉県年金住宅協会
663	年金局	財	東京社会保険協会

	所管部局	社・財等	法人名
664	年金局	財	神奈川県社会保険協会
665	年金局	社	神奈川県年金福祉協会
666	年金局	財	新潟県社会保険協会
667	年金局	財	富山県社会保険協会
668	年金局	財	石川県社会保険協会
669	年金局	財	福井県社会保険協会
670	年金局	財	山梨社会保険協会
671	年金局	財	長野県社会保険協会
672	年金局	財	岐阜県社会保険協会
673	年金局	財	静岡県社会保険協会
674	年金局	財	静岡県年金福祉協会
675	年金局	財	愛知県社会保険協会
676	年金局	社	愛知県年金福祉協会
677	年金局	財	三重県社会保険協会
678	年金局	財	滋賀県社会保険協会
679	年金局	財	京都府社会保険協会
680	年金局	財	大阪府社会保険協会
681	年金局	社	関西年金福祉協会
682	年金局	財	兵庫県社会保険協会
683	年金局	社	兵庫県友愛年金福祉協会
684	年金局	財	奈良県社会保険協会
685	年金局	財	和歌山県社会保険協会
686	年金局	財	鳥取県社会保険協会
687	年金局	財	島根県社会保険協会
688	年金局	財	岡山県社会保険協会
689	年金局	財	広島県社会保険協会
690	年金局	社	広島県年金福祉協会
691	年金局	財	山口県社会保険協会
692	年金局	財	徳島県社会保険協会
693	年金局	財	香川県社会保険協会
694	年金局	社	香川県年金福祉協会
695	年金局	財	愛媛社会保険協会
696	年金局	社	愛媛県年金福祉協会
697	年金局	財	高知県社会保険協会
698	年金局	社	高知県年金福祉協会
699	年金局	財	福岡県社会保険協会
700	年金局	財	福岡県年金住宅福祉協会
701	年金局	財	佐賀県社会保険協会
702	年金局	財	長崎県社会保険協会
703	年金局	財	熊本県社会保険協会
704	年金局	社	熊本県年金住宅福祉協会
705	年金局	財	大分県社会保険協会
706	年金局	財	宮崎県社会保険協会
707	年金局	財	鹿児島県社会保険協会
708	年金局	財	沖縄県社会保険協会
709	統社	財	アジア人口・開発協会
710	統社	財	大竹財団
711	労政	社	国際経済労働研究所
712	労政	社	国際労働運動研究協会
713	労政	社	日本在外企業協会
714	労政	社	関西国際産業関係研究所
715	労政	社	教育文化協会
716	労政	財	日本労働会館
717	労政	財	労務行政研究所
718	労政	財	労委協会
719	労政	財	労働法令協会



	所管部局	社・財等	法人名
720	劳政	財	総評会館
721	劳政	財	国鉄労働会館
722	劳政	財	全電通労働会館
723	劳政	財	全専売会館
724	劳政	財	北陸私鉄バス労働会館
725	劳政	財	全労連会館
726	劳政	財	全水道会館
727	劳政	財	全林野会館
728	劳政	財	日本医療労働会館
729	劳政	財	日本鉄道福祉事業協会
730	劳政	財	日本経営者協会
731	劳政	財	中部産業・労働政策研究会
732	劳政	財	連合総合生活開発研究所
733	劳政	財	国際労働財団
734	地方課	社	板橋産業連合会
735	地方課	社	三田労働基準協会
736	地方課	社	山形県労働基準協会連合会
737	地方課	社	京都上労働基準協会
738	地方課	社	中央労働基準協会
739	地方課	社	青森県労働基準協会
740	地方課	社	大阪南労働基準協会
741	地方課	社	大田労働基準協会
742	地方課	社	香川労働基準協会
743	地方課	社	名北労働基準協会
744	地方課	社	三重労働基準協会連合会
745	地方課	社	熊本県労働基準協会
746	地方課	社	北海道労働基準協会連合会
747	地方課	社	名古屋南労働基準協会
748	地方課	社	山口県労働基準協会
749	地方課	社	鹿児島県労働基準協会
750	地方課	社	岐阜県労働基準協会連合会
751	地方課	社	労働保健協会
752	地方課	社	群馬労働基準協会連合会
753	地方課	社	君津労働基準協会
754	地方課	社	秋田県労働基準協会
755	地方課	社	宮崎労働基準協会
756	地方課	社	西北労働基準協会
757	地方課	社	東京労働基準協会連合会
758	地方課	社	東京ボイラー技士協会
759	地方課	社	下北地区労働基準協会
760	地方課	社	新津労働基準協会
761	地方課	社	三条労働基準協会
762	地方課	社	立川労働基準協会
763	地方課	社	小松労働基準協会
764	地方課	社	舞鶴労働基準協会
765	地方課	社	愛知県労災指定医協会
766	地方課	社	北海道勤労者安全衛生センター
767	地方課	社	静岡県労働基準協会連合会
768	地方課	社	岡山県労働基準協会
769	地方課	社	新潟県労働基準協会連合会
770	地方課	社	浦河労働基準協会
771	地方課	社	長野県労働基準協会連合会
772	地方課	社	吉城経営者協会
773	地方課	社	川口地区労働基準協会
774	地方課	社	東大阪労働基準協会
775	地方課	社	七尾労働基準協会

	所管部局	社・財等	法人名
776	地方課	社	置賜労働基準協会
777	地方課	社	関西労働衛生技術センター
778	地方課	社	半田労働基準協会
779	地方課	社	静岡県産業環境センター
780	地方課	社	八戸水産労働福祉事業協会
781	地方課	社	広島県労働基準協会
782	地方課	社	福岡経営者労働福祉協会
783	地方課	社	沖縄県労働基準協会
784	地方課	社	奈良県労働基準協会
785	地方課	社	宮城労働基準協会
786	地方課	社	愛知労働基準協会
787	地方課	社	茨城労働基準協会連合会
788	地方課	社	京都労働基準連合会
789	地方課	社	千葉県労働基準協会連合会
790	地方課	社	鳥取県労働基準協会
791	地方課	社	いわき労働基準協会
792	地方課	社	福島県労働基準協会
793	地方課	社	佐賀県労働基準協会
794	地方課	社	神奈川労務安全衛生協会
795	地方課	社	大分県労働基準協会
796	地方課	社	島根労働基準協会
797	地方課	社	山梨県労働基準協会連合会
798	地方課	社	淀川労働基準協会
799	地方課	社	大阪労働基準連合会
800	地方課	社	兵庫労働基準連合会
801	地方課	社	愛媛労働基準協会
802	地方課	社	長崎県労働基準協会
803	地方課	社	佐久労働基準協会
804	地方課	社	大阪溶接協会
805	地方課	社	雇用管理協会
806	地方課	社	大分産業機械技能教習所
807	地方課	社	福岡県労働基準協会連合会
808	地方課	社	和歌山県労働基準協会
809	地方課	社	福井県労働基準協会
810	地方課	社	滋賀労働基準協会
811	地方課	社	西野田労働基準協会
812	地方課	社	徳島県労働基準協会連合会
813	地方課	社	所沢地区労働基準協会連合会
814	地方課	社	埼玉労働基準協会連合会
815	地方課	社	富山県労働基準協会
816	地方課	社	刈谷労働基準協会
817	地方課	社	諏訪労働基準協会
818	地方課	社	加賀労働基準協会
819	地方課	社	金沢労働基準協会
820	地方課	社	中部労働技能教習センター
821	地方課	社	奥能登総合労働基準協会
822	地方課	社	石川県労働基準協会連合会
823	地方課	社	上北労働基準協会
824	地方課	社	竜ヶ崎労働基準協会
825	地方課	社	高知県労働基準協会連合会
826	地方課	社	水海道労働基準協会
827	地方課	社	栃木県労働基準協会連合会
828	地方課	社	友和協力会
829	地方課	社	八女労働基準協会
830	地方課	社	北大阪労働基準協会
831	地方課	社	池袋労働基準協会

	所管部局	社・財等	法人名
832	地方課	社	水戸労働基準協会
833	地方課	社	川越地区労働基準協会
834	地方課	社	燕西蒲労災防止協会
835	地方課	社	青森地区労働基準協会
836	地方課	社	宮城ボイラー技士協会
837	地方課	社	弘前地区労働基準協会
838	地方課	社	八戸地方労働基準協会
839	地方課	社	土浦労働基準協会
840	地方課	社	黒石地区労働基準協会
841	地方課	社	喜多方労働基準協会
842	地方課	社	大宮地区労働基準協会
843	地方課	社	飛騨地区労働基準協会連合会
844	地方課	社	相馬労働基準協会
845	地方課	社	兵庫ボイラー技士協会
846	地方課	社	会津労働基準協会
847	地方課	社	富岡労働基準協会
848	地方課	社	太田労働基準協会
849	地方課	社	筑西労働基準協会
850	地方課	社	白河労働基準協会
851	地方課	社	須賀川労働基準協会
852	地方課	社	佐野労働基準協会
853	地方課	社	岸和田労働基準協会
854	地方課	社	大分県勤労者安全衛生センター
855	地方課	社	福島労働基準協会
856	地方課	社	岐阜労働基準協会
857	地方課	社	松本労働基準協会
858	地方課	社	豊島産業協会
859	地方課	社	郡山労働基準協会
860	地方課	社	静岡県観光旅館労務対策協議会
861	地方課	社	京都南労働基準協会
862	地方課	社	最上労働基準協会
863	地方課	社	田川労働基準協会
864	地方課	社	鹿島労働基準協会
865	地方課	社	青梅労働基準協会
866	地方課	社	四日市労働基準協会
867	地方課	社	伊那労働基準協会
868	地方課	社	長野労働基準協会
869	地方課	社	村山労働基準協会
870	地方課	社	上小労働基準協会
871	地方課	社	山形労働基準協会
872	地方課	社	春日部労働基準協会
873	地方課	社	鶴岡労働基準協会
874	地方課	社	酒田労働基準協会
875	地方課	社	小倉労働基準協会
876	地方課	社	三鷹労働基準協会
877	地方課	社	熊谷地区労働基準協会
878	地方課	社	東京ガラス外装クリーニング協会
879	地方課	社	太田労働基準協会
880	地方課	社	中野労働基準協会
881	地方課	社	更埴労働基準協会
882	地方課	社	大町労働基準協会
883	地方課	社	飯田労働基準協会
884	地方課	社	日立労働基準協会
885	地方課	社	浦和地区労働基準協会
886	地方課	社	秩父地区労働基準協会
887	地方課	社	栃木労働基準協会

	所管部局	社・財等	法人名
888	地方課	社	行田地区労働基準協会
889	地方課	社	品川労働基準協会
890	地方課	社	新宿労働基準協会
891	地方課	社	前橋労働基準協会
892	地方課	社	北海道高齢・障害者雇用促進協会
893	地方課	社	青森県高齢・障害者雇用支援協会
894	地方課	社	岩手県雇用開発協会
895	地方課	社	宮城県雇用支援協会
896	地方課	社	秋田県雇用開発協会
897	地方課	社	山形県高齢・障害者雇用支援協会
898	地方課	社	福島県雇用開発協会
899	地方課	社	茨城県雇用開発協会
900	地方課	社	栃木県雇用開発協会
901	地方課	社	群馬県雇用開発協会
902	地方課	社	埼玉県雇用開発協会
903	地方課	社	千葉県雇用開発協会
904	地方課	社	東京都雇用開発協会
905	地方課	社	新潟県雇用開発協会
906	地方課	社	富山県雇用開発協会
907	地方課	社	石川県雇用支援協会
908	地方課	社	福井県雇用支援協会
909	地方課	社	山梨県雇用促進協会
910	地方課	社	長野県雇用開発協会
911	地方課	社	岐阜県雇用支援協会
912	地方課	社	愛知県雇用開発協会
913	地方課	社	三重県雇用開発協会
914	地方課	社	滋賀県雇用開発協会
915	地方課	社	京都府高齢・障害者雇用支援協会
916	地方課	社	大阪府雇用開発協会
917	地方課	社	奈良県雇用開発協会
918	地方課	社	和歌山県雇用開発協会
919	地方課	社	島根県雇用促進協会
920	地方課	社	岡山県雇用開発協会
921	地方課	社	広島県雇用開発協会
922	地方課	社	山口県雇用開発協会
923	地方課	社	徳島雇用支援協会
924	地方課	社	香川県雇用支援協会
925	地方課	社	愛媛高齢・障害者雇用支援協会
926	地方課	社	高知県雇用開発協会
927	地方課	社	長崎県雇用支援協会
928	地方課	社	熊本県高齢・障害者雇用支援協会
929	地方課	社	沖縄雇用開発協会
930	地方課	社	高崎労働基準協会
931	地方課	社	茨木労働基準協会
932	地方課	社	鹿沼労働基準協会
933	地方課	社	塩那労働基準協会
934	地方課	社	伊勢崎労働基準協会
935	地方課	社	静岡県労災保険指定医療機関協会
936	地方課	社	宇部労働基準協会
937	地方課	社	足利労働基準協会
938	地方課	社	わたらせ技能講習センタ
939	地方課	社	宇都宮労働基準協会
940	地方課	社	真岡労働基準協会
941	地方課	社	大阪中央労働基準協会
942	地方課	社	和泉大津地区労働基準協会
943	地方課	社	新潟県労働衛生医学協会

	所管部局	社・財等	法人名
944	地方課	社	鳥取県高齢・障害者雇用促進協会
945	地方課	社	静岡県雇用支援協会
946	地方課	社	鳥取県産業環境協会
947	地方課	社	宮崎県雇用開発協会
948	地方課	財	労働衛生会館
949	地方課	財	岩手労働基準協会
950	地方課	財	新潟県安全衛生センター
951	地方課	財	静岡県産業労働福祉協会
952	地方課	財	大分健康管理協会
953	地方課	財	東海検診センター
954	地方課	財	三重県産業衛生協会
955	地方課	財	産業教育センター
956	地方課	財	京都労働災害被災者援護財団
957	地方課	財	友愛健康医学センター
958	地方課	財	江南クレーン技能教習所
959	地方課	財	安全衛生普及センター
960	地方課	財	労働安全衛生研修所
961	地方課	財	北陸予防医学協会
962	地方課	財	九州健康総合センター
963	地方課	財	山梨労働衛生センター
964	地方課	財	岐阜県産業保健センター
965	地方課	財	静岡県財形事業協会
966	地方課	財	北海道労働保健管理協会
967	地方課	財	君津健康センター
968	地方課	財	福井県労働衛生センター
969	地方課	財	岐阜健康管理センター
970	地方課	財	福島県労働保健センター
971	地方課	財	栃木県健康倶楽部
972	地方課	財	和歌山健康センター
973	地方課	財	神奈川県雇用開発協会
974	地方課	財	神奈川県沖縄協会
975	地方課	財	西成労働福祉センター
976	地方課	財	福岡県高齢者・障害者雇用支援協会
977	地方課	財	佐賀県高齢・障害者雇用支援協会
978	地方課	財	大分県総合雇用推進協会
979	地方課	財	鹿児島県雇用支援協会
980	地方課	財	福井県予防医学協会
981	地方課	財	福岡県すこやか健康事業団
982	地方課	財	福岡労働衛生研究所
983	地方課	財	佐賀県産業医学協会
984	地方課	財	滋賀保健研究センター
985	地方課	財	愛知健康増進財団
986	地方課	財	新潟県健康開発財団
987	地方課	財	兵庫県雇用開発協会
988	地方課	財	山口県予防保健協会
989	地方課	財	大阪労働衛生センター第一病院
990	地方課	財	埼玉県健康づくり事業団
991	地方課	財	ちば県民保健予防財団

平成22年4月1日現在で厚生労働省OB役員又は  
職員が在籍する所管公益法人

	所管部局	社・財	法人名
1	国際課	社	国際厚生事業団
2	国際課	財	笹川記念保健協力財団
3	国際課	財	日本ILO協会
4	国際課	財	日中技能者交流センター
5	国際課	財	国際医療技術交流財団
6	国際課	財	日露医学医療交流財団
7	厚科課	財	長寿科学振興財団
8	厚科課	財	ファイザーヘルスリサーチ振興財団
9	統計情報部	財	厚生統計協会
10	医政局	社	日本医師会
11	医政局	財	日本心臓血圧研究振興会
12	医政局	財	がん研究振興財団
13	医政局	財	国際医学情報センター
14	医政局	財	笹川医学医療研究財団
15	医政局	財	がん集学的治療研究財団
16	医政局	財	総合健康推進財団
17	医政局	財	日中医学協会
18	医政局	社	日本病院会
19	医政局	社	日本医療法人協会
20	医政局	社	全日本病院協会
21	医政局	社	全国自治体病院協議会
22	医政局	社	病院管理研究協会
23	医政局	財	日本救急医療財団
24	医政局	財	日本医療機能評価機構
25	医政局	社	日本看護協会
26	医政局	財	国際看護師協会東京大会記念奨学基金
27	医政局	財	国際看護交流協会
28	医政局	財	木村看護教育振興財団
29	医政局	財	日本訪問看護振興財団
30	医政局	財	政策医療振興財団
31	医政局	社	日本鍼灸師会
32	医政局	社	日本放射線技師会
33	医政局	社	日本柔道整復師会
34	医政局	社	日本臨床衛生検査技師会
35	医政局	財	日本リハビリテーション振興会
36	医政局	社	全日本鍼灸マッサージ師会
37	医政局	財	東方医療振興財団
38	医政局	社	東洋療法学校協会
39	医政局	財	全国療術研究財団
40	医政局	財	柔道整復研修試験財団
41	医政局	財	東洋療法研修試験財団
42	医政局	社	全国柔道整復学校協会
43	医政局	財	医療研修推進財団
44	医政局	社	日本歯科衛生士会
45	医政局	財	歯科医療研修振興財団
46	医政局	社	日本薬業貿易協会
47	医政局	社	日本医薬品卸業連合会

	所管部局	社・財	法人名
48	医政局	社	日本病院寝具協会
49	医政局	社	日本メディカル給食協会
50	医政局	財	フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団
51	医政局	社	日本医業経営コンサルタント協会
52	医政局	財	医療関連サービス振興会
53	医政局	財	医療情報システム開発センター
54	医政局	財	ヒューマンサイエンス振興財団
55	健康局	財	国民保健会
56	健康局	社	日本生活問題研究所
57	健康局	財	日本環境衛生センター
58	健康局	財	微生物化学研究会
59	健康局	財	予防医学事業中央会
60	健康局	財	日本予防医学協会
61	健康局	財	放射線影響研究所
62	健康局	財	高齢健康科学研究財団
63	健康局	財	国際協力医学研究振興財団
64	健康局	財	赤枝医学研究財団
65	健康局	財	安田記念医学財団
66	健康局	財	佐川がん研究助成振興財団
67	健康局	財	日本公衆衛生協会
68	健康局	社	全国保健センター連合会
69	健康局	社	全国地区衛生組織連合会
70	健康局	社	日本栄養士会
71	健康局	財	三井生命厚生事業団
72	健康局	社	日本調理師会
73	健康局	財	大和証券ヘルス財団
74	健康局	財	日本健康開発財団
75	健康局	財	健康・体力づくり事業財団
76	健康局	社	アルコール健康医学協会
77	健康局	社	調理技術技能センター
78	健康局	財	住友生命健康財団
79	健康局	社	日本フィットネス協会
80	健康局	財	日本健康スポーツ連盟
81	健康局	財	循環器病研究振興財団
82	健康局	財	日本糖尿病財団
83	健康局	社	日本ウォーキング協会
84	健康局	社	日本脳卒中協会
85	健康局	財	日本失明予防協会
86	健康局	財	難病医学研究財団
87	健康局	財	前立腺研究財団
88	健康局	財	エイズ予防財団
89	健康局	社	日本透析医会
90	健康局	財	日本リウマチ財団
91	健康局	財	膵臓病研究財団
92	健康局	財	高齢者眼疾患研究財団
93	健康局	財	日本アイバンク協会
94	健康局	社	日本臓器移植ネットワーク
95	健康局	財	骨髄移植推進財団
96	健康局	財	性の健康医学財団
97	健康局	財	化学療法研究会
98	健康局	財	有馬・近藤記念医学財団
99	健康局	財	日産厚生会
100	健康局	財	予防接種リサーチセンター
101	健康局	財	ウイルス肝炎研究財団
102	健康局	財	富士霊園
103	健康局	社	全国ビルメンテナンス協会
104	健康局	財	墓園普及会

	所管部局	社・財	法人名
105	健康局	財	ビル管理教育センター
106	健康局	社	全日本墓園協会
107	健康局	社	全国建築物飲料水管理協会
108	健康局	社	日本ダストコントロール協会
109	健康局	社	日本プールアメニティ施設協会
110	健康局	社	日本ベストコントロール協会
111	健康局	社	日本理容美容教育センター
112	健康局	社	全国生活衛生同業組合中央会
113	健康局	社	日本リネンサプライ協会
114	健康局	社	全国ハウスクリーニング協会
115	健康局	財	全国生活衛生営業指導センター
116	健康局	社	日本ダイアパー事業振興会
117	健康局	財	理容師美容師試験研修センター
118	健康局	社	日本サウナ・スパ協会
119	健康局	財	日本エステティック研究財団
120	健康局	社	日本水道協会
121	健康局	社	日本水道工業団体連合会
122	健康局	社	全国上下水道コンサルタント協会
123	健康局	財	水道技術研究センター
124	健康局	財	給水工事技術振興財団
125	医薬	社	日本薬剤師会
126	医薬	社	全日本医薬品登録販売者協会
127	医薬	社	日本病院薬剤師会
128	医薬	財	日本リディアオリリー協会
129	医薬	財	成長科学協会
130	医薬	財	医科学応用研究財団
131	医薬	財	日本薬剤師研修センター
132	医薬	財	友愛福祉財団
133	医薬	財	日本抗生物質学術協議会
134	医薬	財	日本公定書協会
135	医薬	社	日本眼鏡技術者協会
136	医薬	財	日本ポリオ研究所
137	医薬	社	日本ホームヘルス機器協会
138	医薬	財	医療機器センター
139	医薬	財	コスメロジー研究振興財団
140	医薬	財	日本医薬情報センター
141	医薬	財	医薬情報担当者教育センター
142	医薬	社	細菌製剤協会
143	医薬	社	日本血液製剤協会
144	医薬	財	血液製剤調査機構
145	医薬	財	麻薬・覚せい剤乱用防止センター
146	食品安全部	社	日本食品衛生協会
147	食品安全部	財	ひかり協会
148	食品安全部	財	日本検疫衛生協会
149	食品安全部	社	日本輸入食品安全推進協会
150	食品安全部	財	日本健康・栄養食品協会
151	食品安全部	財	食品農医薬品安全性評価センター
152	食品安全部	財	日本食品化学研究振興財団
153	食品安全部	財	新日本検定協会
154	食品安全部	財	日本乳業技術協会
155	食品安全部	社	日本乳容器・機器協会
156	食品安全部	社	全国はつ酵乳乳酸菌飲料協会
157	食品安全部	財	食品薬品安全センター
158	食品安全部	財	マイコトキシン検査協会
159	食品安全部	社	日本乳業協会
160	基準局	社	全国労働保険事務組合連合会
161	基準局	社	企業福祉・共済総合研究所



	所管部局	社・財	法人名
162	基準局	社	商業・サービス業退職金共済会
163	基準局	社	財形福祉協会
164	基準局	社	全日本病院退職金共済会
165	基準局	社	全国中小企業勤労者福祉サービスセンター
166	基準局	社	日本労務研究会
167	基準局	社	日本ボイラ協会
168	基準局	社	ボイラ・クレーン安全協会
169	基準局	社	日本クレーン協会
170	基準局	社	仮設工業会
171	基準局	社	産業安全技術協会
172	基準局	社	全国労働衛生団体連合会
173	基準局	社	労務管理教育センター
174	基準局	社	全国建設業労災互助会
175	基準局	社	日本作業環境測定協会
176	基準局	社	全国登録教習機関協会
177	基準局	社	合板仮設安全技術協会
178	基準局	社	日本労働安全衛生コンサルタント会
179	基準局	社	日本ボイラ整備据付協会
180	基準局	社	全国労働基準関係団体連合会
181	基準局	社	全国労働金庫協会
182	基準局	社	日本保安用品協会
183	基準局	社	建設荷役車両安全技術協会
184	基準局	社	日本テレワーク協会
185	基準局	財	全国勤労者福祉・共済振興協会
186	基準局	財	全日本労働福祉協会
187	基準局	財	安全衛生技術試験協会
188	基準局	財	中国労働衛生協会
189	基準局	財	産業保健研究財団
190	基準局	財	日本中小企業福祉事業財団
191	基準局	財	労災保険情報センター
192	基準局	財	労災サポートセンター
193	基準局	財	産業殉職者霊堂奉賛会
194	基準局	財	藤田建設労務援護会
195	基準局	財	産業医学振興財団
196	基準局	財	建設業福祉共済団
197	基準局	財	西日本産業衛生会
198	基準局	財	近畿健康管理センター
199	安定局	財	雇用振興協会
200	安定局	財	雇用開発センター
201	安定局	財	日本職業協会
202	安定局	財	産業雇用安定センター
203	安定局	社	日本港湾福利厚生協会
204	安定局	財	港湾労働安定協会
205	安定局	社	日本看護家政紹介事業協会
206	安定局	社	全国求人情報協会
207	安定局	社	日本人材派遣協会
208	安定局	社	全国民営職業紹介事業協会
209	安定局	社	日本人材紹介事業協会
210	安定局	社	中高年齢者雇用福祉協会
211	安定局	社	全国シルバー人材センター事業協会
212	安定局	社	全国重度障害者雇用事業所協会
213	能開局	財	国際研修協力機構
214	能開局	財	高度映像情報センター
215	能開局	社	日本産業カウンセラー協会
216	能開局	社	日本勤労青少年団体協議会
217	能開局	社	日本ワーキング・ホリデー協会
218	能開局	社	全国技能士会連合会

	所管部局	社・財	法人名
219	能開局	社	日本生産技能労務協会
220	能開局	社	日本産業訓練協会
221	能開局	財	根っこの家
222	能開局	財	勤労青少年協会
223	能開局	財	介護労働安定センター
224	能開局	財	啓成会
225	能開局	財	建築物管理訓練センター
226	能開局	財	海外職業訓練協会
227	能開局	財	中小企業国際人材育成事業団
228	能開局	財	国際労務管理財団
229	雇児局	社	全国保育士養成協議会
230	雇児局	社	全国ベビーシッター協会
231	雇児局	財	日本児童福祉協会
232	雇児局	財	雨宮児童福祉財団
233	雇児局	財	アジア女性交流・研究フォーラム
234	雇児局	財	全国里親会
235	雇児局	財	児童育成協会
236	雇児局	財	こども未来財団
237	雇児局	社	日本産婦人科医学会
238	雇児局	財	母子衛生研究会
239	雇児局	財	家族計画国際協力財団
240	雇児局	財	がんの子供を守る会
241	雇児局	社	母子保健推進会議
242	雇児局	財	家庭保健生活指導センター
243	雇児局	社	母子用品指導協会
244	雇児局	財	小児医学研究振興財団
245	雇児局	財	女性労働協会
246	雇児局	財	二十一世紀職業財団
247	社会局	財	社会福祉研究所
248	社会局	財	みずほ教育福祉財団
249	社会局	財	保健福祉広報協会
250	社会局	財	損保ジャパン記念財団
251	社会局	財	みずほ福祉助成財団
252	社会局	財	日本社会福祉弘済会
253	社会局	社	国際社会福祉協議会日本国委員会
254	社会局	財	三菱財団
255	社会局	財	中央競馬馬主社会福祉財団
256	社会局	財	自動車事故被害者援護財団
257	社会局	財	鉄道弘済会
258	社会局	社	日本介護福祉士養成施設協会
259	社会局	社	日本介護福祉士会
260	社会局	財	社会福祉振興・試験センター
261	社会局	財	大和証券福祉財団
262	援護局	財	日本遺族会
263	援護局	財	日本傷痍軍人会
264	援護局	財	千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会
265	援護局	財	大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会
266	援護局	財	中国残留孤児援護基金
267	障害部	社	日本精神科病院協会
268	障害部	社	日本精神保健福祉連盟
269	障害部	財	復光会
270	障害部	財	てんかん治療研究振興財団
271	障害部	財	メンタルヘルス岡本記念財団
272	障害部	財	精神・神経科学振興財団
273	障害部	財	小寺記念精神分析研究財団
274	障害部	社	日本重症児福祉協会
275	障害部	社	日本自閉症協会

	所管部局	社・財	法人名
276	障害部	社	日本義肢協会
277	障害部	財	日本障害者リハビリテーション協会
278	障害部	財	日本障害者スポーツ協会
279	障害部	財	日本チャリティ協会
280	障害部	財	広げよう愛の輪運動基金
281	障害部	財	テクノエイド協会
282	障害部	財	ヤマト福祉財団
283	老健局	財	長寿社会開発センター
284	老健局	財	ダイヤ高齢社会研究財団
285	老健局	財	認知症予防財団
286	老健局	財	ユニベール財団
287	老健局	財	大阪ガスグループ福祉財団
288	老健局	社	全国老人保健施設協会
289	老健局	財	全国老人クラブ連合会
290	老健局	社	虹の会
291	老健局	社	シルバーサービス振興会
292	老健局	財	健康・生きがい開発財団
293	老健局	社	日本セカンドライフ協会
294	老健局	社	日本福祉用具供給協会
295	老健局	社	全国訪問看護事業協会
296	保険局	社	国民健康保険中央会
297	保険局	社	全国国民健康保険組合協会
298	保険局	社	全国国民健康保険診療施設協議会
299	保険局	財	医療経済研究・社会保険福祉協会
300	保険局	財	医療保険業務研究協会
301	保険局	財	土木建築厚生会
302	保険局	財	日本医療保険事務協会
303	保険局	財	船員保険会
304	年金局	社	関東年金福祉協会
305	年金局	社	全国年金住宅融資法人協会
306	年金局	社	日本国民年金協会
307	年金局	社	全国国民年金福祉協会連合会
308	年金局	社	全国年金受給者団体連合会
309	年金局	社	全国社会保険協会連合会
310	年金局	社	日本年金数理人会
311	年金局	財	日本老人福祉財団
312	年金局	財	年金シニアプラン総合研究機構
313	年金局	財	東京労働者福祉厚生協会
314	年金局	財	年金住宅福祉協会
315	年金局	財	年金融資福祉サービス協会
316	年金局	財	社会保険協会
317	年金局	財	全国社会保険共済会
318	年金局	財	厚生年金事業振興団
319	年金局	財	社会保険健康事業財団
320	年金局	財	日本船員住宅協会
321	年金局	財	北海道社会保険協会
322	年金局	財	青森県社会保険協会
323	年金局	財	岩手県社会保険協会
324	年金局	財	宮城県社会保険協会
325	年金局	社	宮城県年金福祉協会
326	年金局	財	秋田県社会保険協会
327	年金局	財	山形県社会保険協会
328	年金局	財	福島県社会保険協会
329	年金局	財	茨城県社会保険協会
330	年金局	財	栃木県社会保険協会
331	年金局	財	群馬県社会保険協会
332	年金局	財	埼玉県社会保険協会

	所管部局	社・財	法人名
333	年金局	財	千葉県社会保険協会
334	年金局	社	千葉県年金住宅協会
335	年金局	財	東京社会保険協会
336	年金局	財	神奈川県社会保険協会
337	年金局	財	新潟県社会保険協会
338	年金局	財	富山県社会保険協会
339	年金局	財	石川県社会保険協会
340	年金局	財	福井県社会保険協会
341	年金局	財	山梨社会保険協会
342	年金局	財	長野県社会保険協会
343	年金局	財	岐阜県社会保険協会
344	年金局	財	静岡県社会保険協会
345	年金局	財	静岡県年金福祉協会
346	年金局	財	愛知県社会保険協会
347	年金局	社	愛知県年金福祉協会
348	年金局	財	三重県社会保険協会
349	年金局	財	滋賀県社会保険協会
350	年金局	財	大阪府社会保険協会
351	年金局	財	兵庫県社会保険協会
352	年金局	財	奈良県社会保険協会
353	年金局	財	和歌山県社会保険協会
354	年金局	財	鳥取県社会保険協会
355	年金局	財	島根県社会保険協会
356	年金局	財	岡山県社会保険協会
357	年金局	財	広島県社会保険協会
358	年金局	社	広島県年金福祉協会
359	年金局	財	山口県社会保険協会
360	年金局	財	徳島県社会保険協会
361	年金局	財	香川県社会保険協会
362	年金局	財	愛媛社会保険協会
363	年金局	財	高知県社会保険協会
364	年金局	財	福岡県社会保険協会
365	年金局	財	福岡県年金住宅福祉協会
366	年金局	財	佐賀県社会保険協会
367	年金局	財	長崎県社会保険協会
368	年金局	財	熊本県社会保険協会
369	年金局	社	熊本県年金住宅福祉協会
370	年金局	財	大分県社会保険協会
371	年金局	財	鹿児島県社会保険協会
372	年金局	財	沖縄県社会保険協会
373	統社	財	アジア人口・開発協会
374	劳政	社	教育文化協会
375	劳政	財	劳委協会
376	劳政	財	労働法令協会
377	劳政	財	連合総合生活開発研究所
378	劳政	財	国際労働財団
379	地方課	社	三田労働基準協会
380	地方課	社	山形県労働基準協会連合会
381	地方課	社	中央労働基準協会
382	地方課	社	青森県労働基準協会
383	地方課	社	大阪南労働基準協会
384	地方課	社	大田労働基準協会
385	地方課	社	香川労働基準協会
386	地方課	社	名北労働基準協会
387	地方課	社	三重労働基準協会連合会
388	地方課	社	熊本県労働基準協会
389	地方課	社	北海道労働基準協会連合会

	所管部局	社・財	法人名
390	地方課	社	山口県労働基準協会
391	地方課	社	鹿児島県労働基準協会
392	地方課	社	岐阜県労働基準協会連合会
393	地方課	社	群馬労働基準協会連合会
394	地方課	社	君津労働基準協会
395	地方課	社	秋田県労働基準協会
396	地方課	社	宮崎労働基準協会
397	地方課	社	東京労働基準協会連合会
398	地方課	社	立川労働基準協会
399	地方課	社	小松労働基準協会
400	地方課	社	舞鶴労働基準協会
401	地方課	社	愛知県労災指定医協会
402	地方課	社	静岡県労働基準協会連合会
403	地方課	社	岡山県労働基準協会
404	地方課	社	新潟県労働基準協会連合会
405	地方課	社	長野県労働基準協会連合会
406	地方課	社	吉城経営者協会
407	地方課	社	東大阪労働基準協会
408	地方課	社	七尾労働基準協会
409	地方課	社	関西労働衛生技術センター
410	地方課	社	半田労働基準協会
411	地方課	社	広島県労働基準協会
412	地方課	社	沖縄県労働基準協会
413	地方課	社	奈良県労働基準協会
414	地方課	社	宮城労働基準協会
415	地方課	社	愛知労働基準協会
416	地方課	社	茨城労働基準協会連合会
417	地方課	社	京都労働基準連合会
418	地方課	社	千葉県労働基準協会連合会
419	地方課	社	鳥取県労働基準協会
420	地方課	社	いわき労働基準協会
421	地方課	社	福島県労働基準協会
422	地方課	社	佐賀県労働基準協会
423	地方課	社	神奈川労務安全衛生協会
424	地方課	社	大分県労働基準協会
425	地方課	社	島根労働基準協会
426	地方課	社	大阪労働基準連合会
427	地方課	社	兵庫労働基準連合会
428	地方課	社	愛媛労働基準協会
429	地方課	社	長崎県労働基準協会
430	地方課	社	佐久労働基準協会
431	地方課	社	雇用管理協会
432	地方課	社	福岡県労働基準協会連合会
433	地方課	社	和歌山県労働基準協会
434	地方課	社	福井県労働基準協会
435	地方課	社	滋賀労働基準協会
436	地方課	社	西野田労働基準協会
437	地方課	社	埼玉労働基準協会連合会
438	地方課	社	富山県労働基準協会
439	地方課	社	諏訪労働基準協会
440	地方課	社	金沢労働基準協会
441	地方課	社	中部労働技能教習センター
442	地方課	社	奥能登総合労働基準協会
443	地方課	社	石川県労働基準協会連合会
444	地方課	社	高知県労働基準協会連合会
445	地方課	社	水海道労働基準協会
446	地方課	社	栃木県労働基準協会連合会

	所管部局	社・財	法人名
447	地方課	社	八女労働基準協会
448	地方課	社	北大阪労働基準協会
449	地方課	社	池袋労働基準協会
450	地方課	社	水戸労働基準協会
451	地方課	社	青森地区労働基準協会
452	地方課	社	弘前地区労働基準協会
453	地方課	社	八戸地方労働基準協会
454	地方課	社	飛騨地区労働基準協会連合会
455	地方課	社	富岡労働基準協会
456	地方課	社	佐野労働基準協会
457	地方課	社	岸和田労働基準協会
458	地方課	社	福島労働基準協会
459	地方課	社	岐阜労働基準協会
460	地方課	社	松本労働基準協会
461	地方課	社	郡山労働基準協会
462	地方課	社	静岡県観光旅館労務対策協議会
463	地方課	社	青梅労働基準協会
464	地方課	社	四日市労働基準協会
465	地方課	社	伊那労働基準協会
466	地方課	社	長野労働基準協会
467	地方課	社	山形労働基準協会
468	地方課	社	春日部労働基準協会
469	地方課	社	鶴岡労働基準協会
470	地方課	社	太田労働基準協会
471	地方課	社	中野労働基準協会
472	地方課	社	更埴労働基準協会
473	地方課	社	大町労働基準協会
474	地方課	社	日立労働基準協会
475	地方課	社	栃木労働基準協会
476	地方課	社	品川労働基準協会
477	地方課	社	新宿労働基準協会
478	地方課	社	前橋労働基準協会
479	地方課	社	北海道高齢・障害者雇用促進協会
480	地方課	社	青森県高齢・障害者雇用支援協会
481	地方課	社	岩手県雇用開発協会
482	地方課	社	宮城県雇用支援協会
483	地方課	社	秋田県雇用開発協会
484	地方課	社	山形県高齢・障害者雇用支援協会
485	地方課	社	福島県雇用開発協会
486	地方課	社	茨城県雇用開発協会
487	地方課	社	栃木県雇用開発協会
488	地方課	社	群馬県雇用開発協会
489	地方課	社	埼玉県雇用開発協会
490	地方課	社	千葉県雇用開発協会
491	地方課	社	東京都雇用開発協会
492	地方課	社	新潟県雇用開発協会
493	地方課	社	富山県雇用開発協会
494	地方課	社	石川県雇用支援協会
495	地方課	社	福井県雇用支援協会
496	地方課	社	山梨県雇用促進協会
497	地方課	社	長野県雇用開発協会
498	地方課	社	岐阜県雇用支援協会
499	地方課	社	愛知県雇用開発協会
500	地方課	社	三重県雇用開発協会
501	地方課	社	滋賀県雇用開発協会
502	地方課	社	京都府高齢・障害者雇用支援協会
503	地方課	社	大阪府雇用開発協会

	所管部局	社・財	法人名
504	地方課	社	奈良県雇用開発協会
505	地方課	社	和歌山県雇用開発協会
506	地方課	社	島根県雇用促進協会
507	地方課	社	岡山県雇用開発協会
508	地方課	社	広島県雇用開発協会
509	地方課	社	山口県雇用開発協会
510	地方課	社	徳島雇用支援協会
511	地方課	社	愛媛高齢・障害者雇用支援協会
512	地方課	社	高知県雇用開発協会
513	地方課	社	長崎県雇用支援協会
514	地方課	社	熊本県高齢・障害者雇用支援協会
515	地方課	社	沖縄雇用開発協会
516	地方課	社	高崎労働基準協会
517	地方課	社	茨木労働基準協会
518	地方課	社	鹿沼労働基準協会
519	地方課	社	塩那労働基準協会
520	地方課	社	伊勢崎労働基準協会
521	地方課	社	静岡県労災保険指定医療機関協会
522	地方課	社	足利労働基準協会
523	地方課	社	宇都宮労働基準協会
524	地方課	社	大阪中央労働基準協会
525	地方課	社	新潟県労働衛生医学協会
526	地方課	社	静岡県雇用支援協会
527	地方課	社	宮崎県雇用開発協会
528	地方課	財	岩手労働基準協会
529	地方課	財	産業教育センター
530	地方課	財	京都労働災害被災者援護財団
531	地方課	財	江南クレーン技能教習所
532	地方課	財	労働安全衛生研修所
533	地方課	財	岐阜県産業保健センター
534	地方課	財	北海道労働保健管理協会
535	地方課	財	福井県労働衛生センター
536	地方課	財	和歌山健康センター
537	地方課	財	神奈川県雇用開発協会
538	地方課	財	福岡県高齢者・障害者雇用支援協会
539	地方課	財	佐賀県高齢・障害者雇用支援協会
540	地方課	財	大分県総合雇用推進協会
541	地方課	財	鹿児島県雇用支援協会
542	地方課	財	福井県予防医学協会
543	地方課	財	福岡県すこやか健康事業団
544	地方課	財	福岡労働衛生研究所
545	地方課	財	佐賀県産業医学協会
546	地方課	財	滋賀保健研究センター
547	地方課	財	新潟県健康開発財団
548	地方課	財	兵庫県雇用開発協会
549	地方課	財	ちば県民保健予防財団

# 民による公益の増進を目指して

～新公益法人制度の概要～

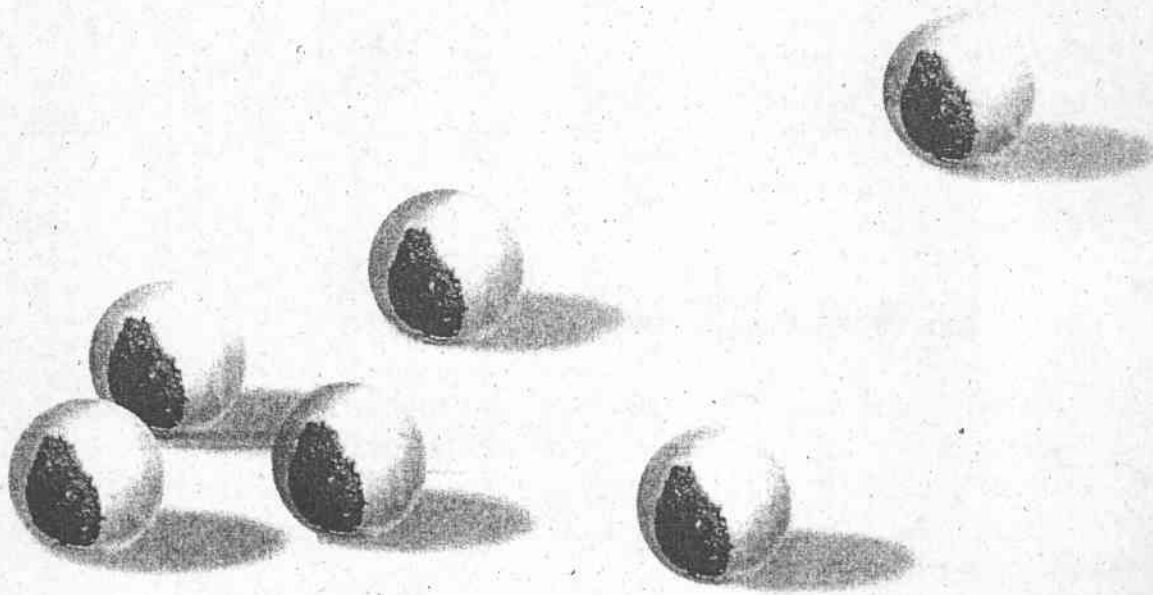


公益認定等委員会事務局



## 目次

従来の公益法人の状況について.....	2
公益法人制度改革の目的 .....	3
公益法人制度改革の経緯 .....	3
公益法人制度改革の目的実現のための骨子 .....	3
新制度の法令等の体系 .....	4
従来の公益法人等の新制度における選択肢 .....	5
特例民法法人について .....	7
新制度における法人の内部統治(ガバナンス).....	7
新制度移行後の法人の監督 .....	7
特例民法法人から公益社団・財団法人への移行認定 .....	9
特例民法法人から一般社団・財団法人への移行認可 .....	13
新制度における税制 .....	15
公益社団・財団法人、一般社団・財団法人(移行法人)と従来の公益法人の比較表.....	17



# 従来の公益法人の状況について



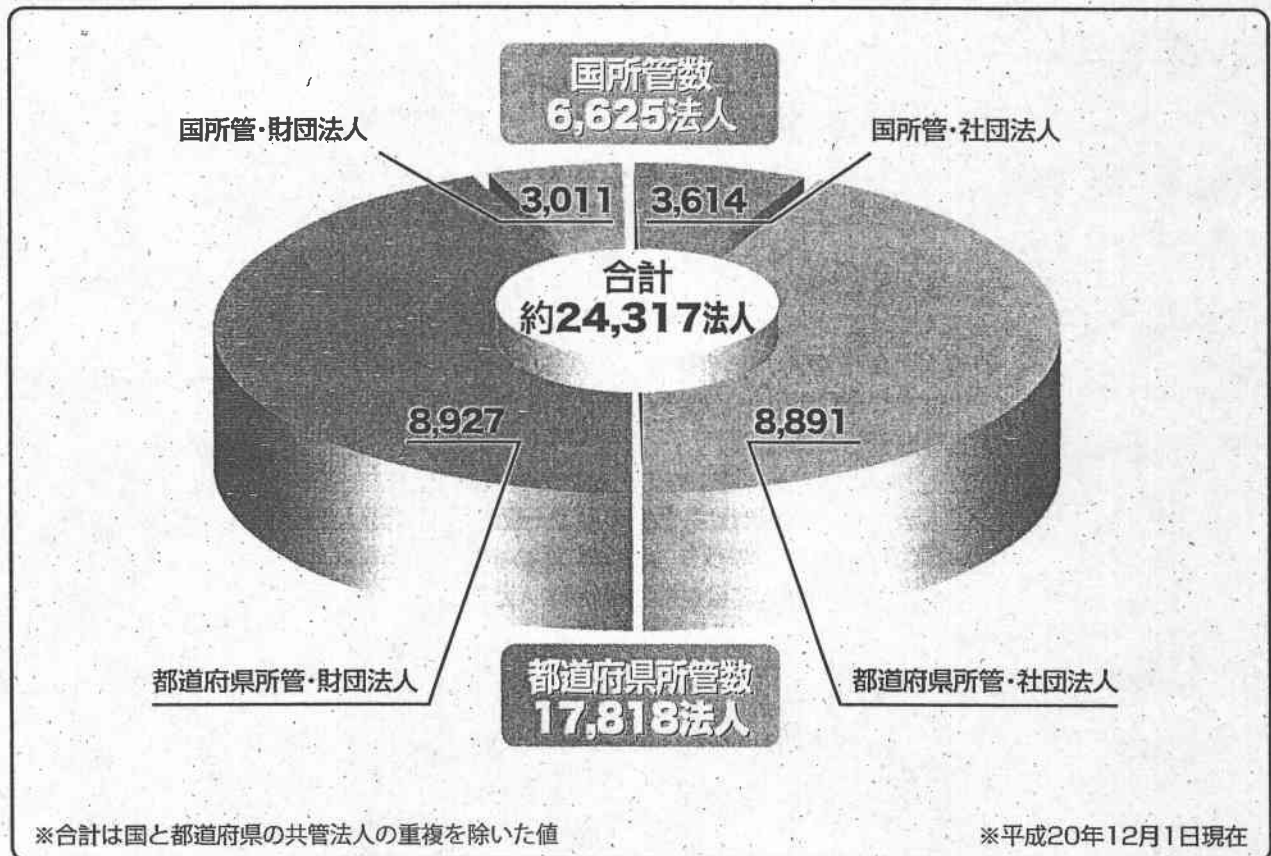
日本の公益法人制度は、明治29年の民法制定とともに始まり、以来約1世紀にわたって、民間非営利部門において大きな役割を果たしています。公益法人は民法第34条(新制度において廃止)に基づき、主務官庁の許可を得て設立され、各種税制上の措置等を受けながら様々な活動を行ってきました。

民法第34条に基づいて設立された社団法人及び財団法人の状況は、以下のとおりとなっています。

(参考) 民法(明治29年法律第89号)(抄)

(公益法人の設立)

第34条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。



特定公益増進法人 うち約900団体

特定公益  
増進法人  
とは…

公益法人等のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のものを「特定公益増進法人」といいます。一部の法人以外は、特定公益増進法人となるために、主務大臣の認定が必要です。

この法人の主たる目的である事業に対して寄附をした場合、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます。

## 公益法人制度改革の目的

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること。

## 公益法人制度改革の経緯

平成13年以降、公益法人制度の抜本的な改革に向けた取り組みを進め、平成15年から16年にかけての「公益法人制度改革に関する有識者会議(福原義春座長)」での議論等を経て、平成16年12月に「公益法人制度改革の基本的枠組み」を閣議決定しました。これを受けて、平成18年の通常国会に関連3法案を提出し、同年5月成立、6月2日に公布されました。

平成19年4月には国の公益認定等委員会が発足し、同年6月の答申に基づき、9月に公益認定等に関する政令・内閣府令を制定し、平成20年4月には、公益認定等ガイドラインを決定しました。公益法人制度改革に係る整備を含む税制改正法案も成立しました。新制度は平成20年12月1日より施行されています。

# 公益法人制度改革の目的実現のための骨子

これまで

- ☆主務官庁に公益性を認められたものだけが、法人格を得ることができた。
- ☆法人運営については、法律上詳細な規定がなく、主務官庁が立入検査を含め監督。
- ☆法人設立・運営のための要件は、各主務官庁の裁量権に委ねられており、主務官庁ごとにばらつきがあった。(なお、平成8年に内閣として統一的な「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を整備)

これから

- ☆法人法の要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することが可能。
- ☆一般社団・財団法人のうち、認定法に定められた基準を満たしていると認められる法人は、公益認定を受けて公益社団・財団法人となる。
- ☆基準を満たしているかどうかの判断は、民間有識者から構成される、国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が行う。

準則主義により法人格が容易に取得でき、また、明確に定められた基準による公益認定を民間有識者が行うことで、民間非営利部門の一層の発展が期待されます。

### 一般社団・財団法人

法人法の要件を満たせば、登記のみで設立可。

認定

### 公益社団・財団法人

一般社団・財団法人のうち、認定法の基準を満たしている法人を、行政庁が認定。

# 新制度の法令等の体系



☆新制度の根拠となる3本の法律とそれぞれの政令、府省令、ガイドラインの関係は以下のようになっています。



## 国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関

国の公益認定等委員会の委員には、国会同意を得て、現在7名が選ばれています。

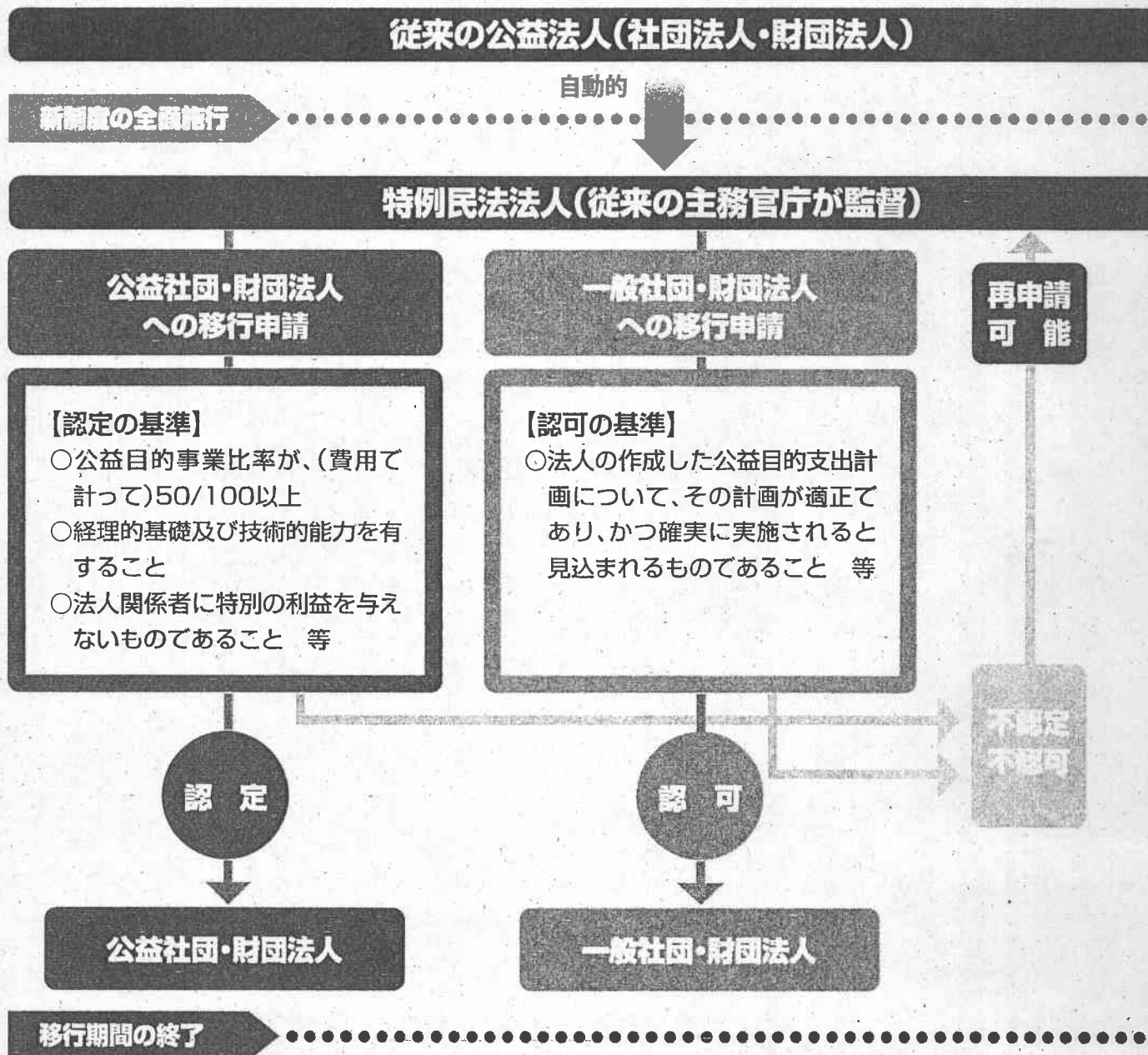
- 公益認定等委員会は、公益認定の基準の詳細などを、資料や議事録をホームページで公開しつつ作成。一元的に法人が公益認定の基準を満たしているかどうか判断。
- 都道府県の合議制の機関においても、法令や国の公益認定等委員会の作成するガイドライン等の基準によって同等の審査を実施。
- 公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関は、立入検査等法人の監督を実施。

# 従来の公益法人等の新制度における選択肢

☆従来の公益法人(新制度施行後は特例民法法人)には公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のいずれかに移行するという選択肢があります。



平成20年12月1日の新制度施行後5年間は特段の取手続をとることなく従来と同様の法人(特例民法法人)として存続できます。ただし、平成25年11月末の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合には解散となりますので注意が必要です。



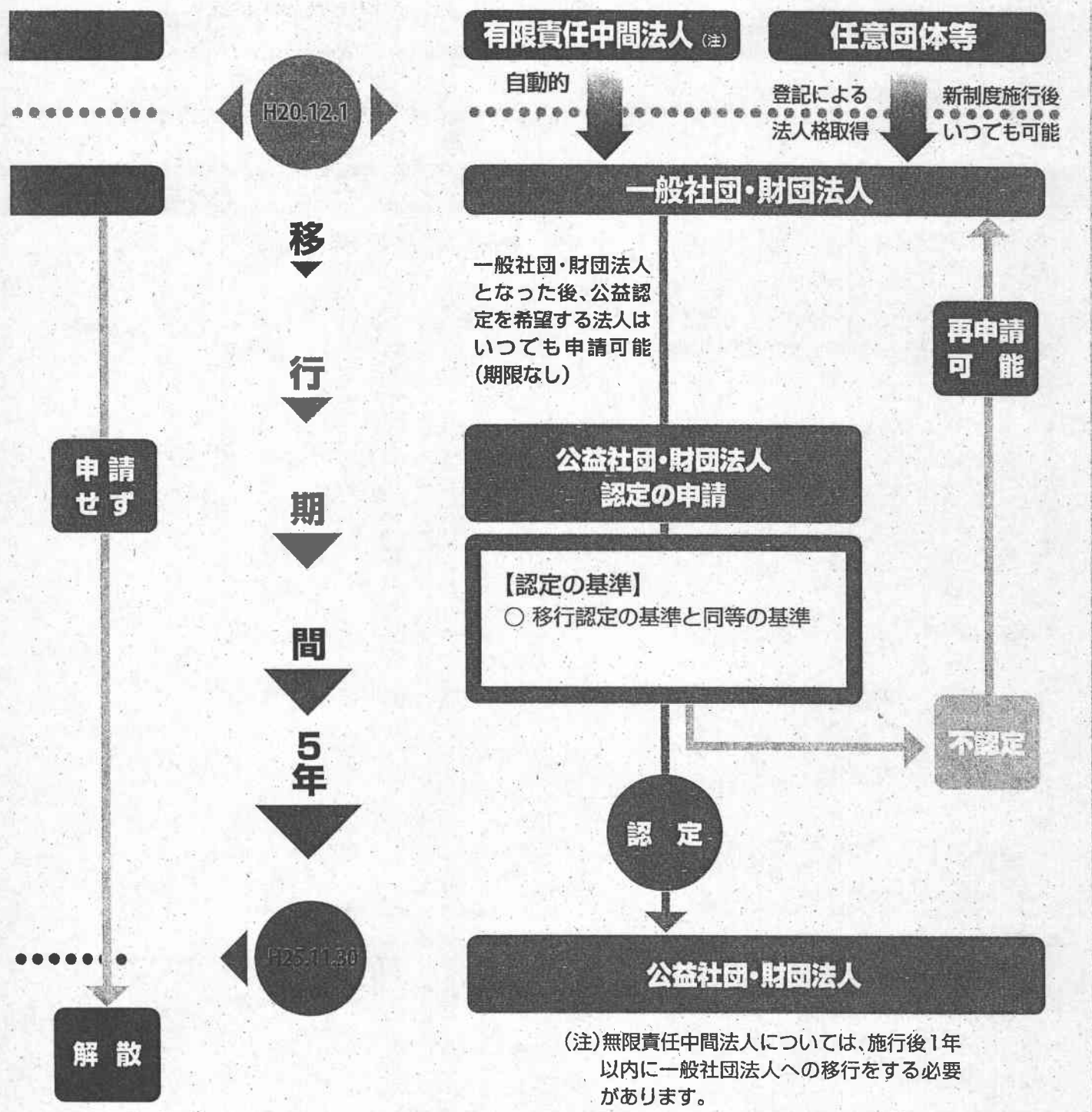
従来の公益法人は、主に次の場合に解散となります。

- 平成20年12月から5年間の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合
- 移行期間の終了までに移行申請を行ったが、移行期間の終了後に認定または認可が得られなかった場合



☆公益社団・財団法人は、「民による公益の増進」に寄与する民間非営利部門の重要な主体です。一般社団・財団法人も「民による公益の増進」の担い手として期待されています。

☆有限責任中間法人(注)は、新制度の施行と同時に一般社団法人となります。法人格を持たない任意団体等も新制度においては登記のみで法人格の取得(一般社団・財団法人となること)が可能です。一般社団・財団法人は期間の限定なくいつでも公益認定の申請を行うことができます。



(注)無限責任中間法人については、施行後1年以内に一般社団法人への移行をする必要があります。

# 特例民法法人について

☆従来の公益法人は平成20年12月1日の時点で、自動的に「特例民法法人」となっています。(定款、機関、登記の変更等の手続は必要ありません)

特例民法法人の間は、

- これまでどおりの名称が使えます…「社団法人～」、「財団法人～」のままです。
- 引き続き従来の主務官庁による監督が行われます
- 従来の公益法人と同等の税制措置が適用されます

(※)仮に移行期間の終了する平成25年11月末の時点で移行申請中であっても、その後移行の登記をするか、認定または認可をしない処分がなされるまで、これらの措置を継続して受けることができます。

☆特例民法法人は、法人法や認定法に適合するように定款変更の案を作成するなどの準備を進め、移行期間が終了するまでに、公益社団・財団法人または一般社団・財団法人への移行申請を行政庁(内閣総理大臣または都道府県知事)に行う必要があります。

## 新制度における法人の内部統治(ガバナンス)

☆新制度においては、最低限必要な各種機関の設置を含むガバナンスに関する様々な事項が法律で定められており、法人の従来の運営方法を見直していく必要があります。

☆ガバナンスについて法律で明確に定められた理由は次のとおりです。

従来の公益法人制度では、法人のガバナンスについての詳細な規定が民法に置かれておらず、主務官庁ごとに監督が行われていました。

新制度においては、主務官庁制を廃止して準則主義を採用するにあたり、法人自らが責任を持って自主的・自律的に運営を行っていけるよう、法律でガバナンスに関する様々な事項を明確に定めることとしました。

理事等に就任される方々は、それぞれの役職に与えられた役割や責任を自ら果たすことが求められていることを理解した上で、就任していただく必要があります。

## 新制度移行後の法人の監督

☆公益社団・財団法人への移行後は、適正な運営を確保するために必要な限度で、行政庁の監督を受けます。(運営・事業活動についての報告の徴収、立入検査の実施)

☆法令に違反する疑いがある場合は、勧告や命令、場合によっては公益認定の取消しがあります。

☆公益認定取消し等の場合には、公益目的事業財産の残額(p11を参照)を1か月以内に認定法で定める公益的団体等に贈与することになります。

☆公益目的支出計画実施中の一般社団・財団法人は、毎年行政庁に対して公益目的支出計画の実施報告をする必要があります。(公益目的支出計画が終了すると、報告の必要もなくなります)



# 法人のガバナンスに関する変更点

## 理事会、評議員、評議員会が法定の機関となります

従来の公益法人に置かれている理事会や評議員、評議員会は、主務官庁の指導監督や法人の判断により置かれている任意の機関でした。しかし、新制度においては法律に定める機関となり、その権限や義務は法律に定められています。

したがって、従来の公益法人が新制度に移行するには、法律にのっとった選任等の手続を定款に定め、評議員の選任等を行うことが必要となります。

- 一般社団法人は、次の5つの選択肢があります。公益社団法人となるためには④、⑤のどちらかなくてはなりません。

①	社員総会	理事			
②	社員総会	理事		監事	
③	社員総会	理事		監事	会計監査人
④	社員総会	理事	理事会	監事	
⑤	社員総会	理事	理事会	監事	会計監査人

- 一般財団法人は、次の2つの選択肢があります。公益財団法人も①、②のいずれかを選択することになります。

①	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	
②	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	会計監査人

特例民法法人の間は、従前のおりの機関設計のままでいることが可能です。

ただし、新制度への移行の準備として、移行申請前に法人法に基づく上記機関設計に変更することも可能です。(この場合には、従来の主務官庁の認可を得て定款変更をする必要があります)

その他法人のガバナンスに関する制度の詳細については、公益認定等委員会ホームページ(<https://www.koeki-info.go.jp/>)のFAQに解説を掲載しております。こちらもご参照下さい。

## 理事会・評議員会には、理事・評議員本人の出席が必要です

新制度ではこれまで認められていた委任状による代理出席が認められなくなります。

したがって、これまでの法人運営とは異なる運営をする必要が出てくる場合がありますので、各法人では注意が必要です。

また、定款変更等の特に重要な事項については、評議員会における3分の2以上の多数の議決が必要です。

## 社員総会の成立には総社員の議決権の過半数を有する社員の出席が必要です

社団法人の基本事項の決定を行う社員総会の成立のためには、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席が必要となります。

また、定款の変更や解散の決議等、法人にとって特に重要な事項の議決については、総社員数の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数が必要となります。

## 評議員を理事・理事会が選ぶことはできなくなります

新しい制度下においては評議員・評議員会は、役員や理事会を監督する役割を担います。したがって、評議員・評議員会の十分な監督責任を果たすため、理事や理事会が評議員を選ぶことはできなくなります。



# 特例民法法人から公益社団・財団法人への移行認定

特例民法法人は、行政庁の認定を受けて公益社団・財団法人となることができます。

## 認定基準

移行認定の基準は、

- 1 定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること。
  - 2 認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。
- の2点です。

認定法第5条各号に掲げられた認定基準のうち主なものは次のとおりです。  
これらの基準は、移行後も引続き遵守しているか監督が行われます。

## 経理的基礎を有すること

安定的かつ継続的な公益目的事業を実施するために、法人が公益目的事業を行うのに必要な「経理的基礎」があるかを確認します。

財務状況が健全であること、財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、公認会計士または税理士等の経理事務の精通者により適切な情報開示が行われていること等が必要とされます。

## 技術的能力を有すること

「技術的能力」とは、事業を実施するための技術や専門的能力を持つ人材、設備などの能力のことです。例えば「検査検定」については、人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合することを確認していることが必要です（「公益目的事業のチェックポイント」参照）。

## 特別の利益を与える行為を行わないこと

「特別の利益」とは、法人の事業の内容などの具体的事情を踏まえたときに、社会通念からみて合理性を欠くような利益や優遇のことです。

公益社団・財団法人は、その事業を行うにあたって、社員や理事などの法人の関係者、株式会社その他の営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはいけません。

## 収支相償であると見込まれること

公益社団・財団法人は、公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけません。この収支相償については、二段階で判定を行います。

### 第一段階

各公益目的事業ごとに費用と収入（それぞれの事業の経常費用、経常収益）を比較します。仮に収入の額が費用の額より大きくても、その差額を、将来のその事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる場合は、収支相償の基準を満たしているものとみなします。

### 第二段階

第一段階で計算した収支に加え、その他の、公益に係る費用と収入を合計し、公益全体の収支を比較します。

収入の額が費用の額を上回った場合でも、将来の特定の公益事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる場合や、公益的な資産を取得する資金（公益資産取得資金）に繰り入れる場合には、収支相償の基準を満たしているものとみなします。



**公益目的事業  
比率が50%  
以上であると  
見込まれること**

公益目的事業比率は、収入ではなく事業の実施費用で計算します。公益目的事業に要する費用が、事業費及び管理費の合計額に占める割合は50%以上でなければなりません。

この公益目的事業比率を計算する際には、通常は費用として計上されない項目、例えば将来特定の活動を実施するための毎年の積立金や、無償の役務の提供(ボランティア)を受けた際、実際に人を雇ったとした場合に要する費用相当額等も費用とみなすことができます。

**遊休財産額が  
制限を  
超えないと  
見込まれること**

遊休財産額とは、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な使途の定まっていない財産の額です。この遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額(若干の調整があります)を超えてはいけません。

上記以外にも認定基準があります。申請書類や申請の手引きを参照しながらご確認ください。

## ガイドラインについて

認定法第5条に定める公益認定の基準及びその関連規定と、整備法第117条第2号に定める移行認可の基準及びその関連規定の運用に関して、「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」が作成されています。

**具体例 「事業費と管理費」の  
計算について**

- 公益目的事業比率の計算にあたっては、①公益目的事業に係る事業費の額と②収益事業等に係る事業費の額、③管理費の額をそれぞれ計算する必要があります。
- 事業費に含むことができる例示としては、専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人件費は、公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に配賦することができます。

管理部門で発生する費用(職員の人件費、事務所の貸借料、光熱水費等)は、事業費に算入する可能性のある費用であり、法人の実態に応じて算入するこ

とができます。

- 「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用は、事業への従事割合や使用実態等に則して配賦することができます。
- 配賦をする際の計算の基準は、以下の配賦基準を参考に配賦することになります。

**配賦基準 適用される共通費用**

建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等

以下のいずれかに該当する法人は、公益法人への移行の認定を受けることができません。

**欠格事由**

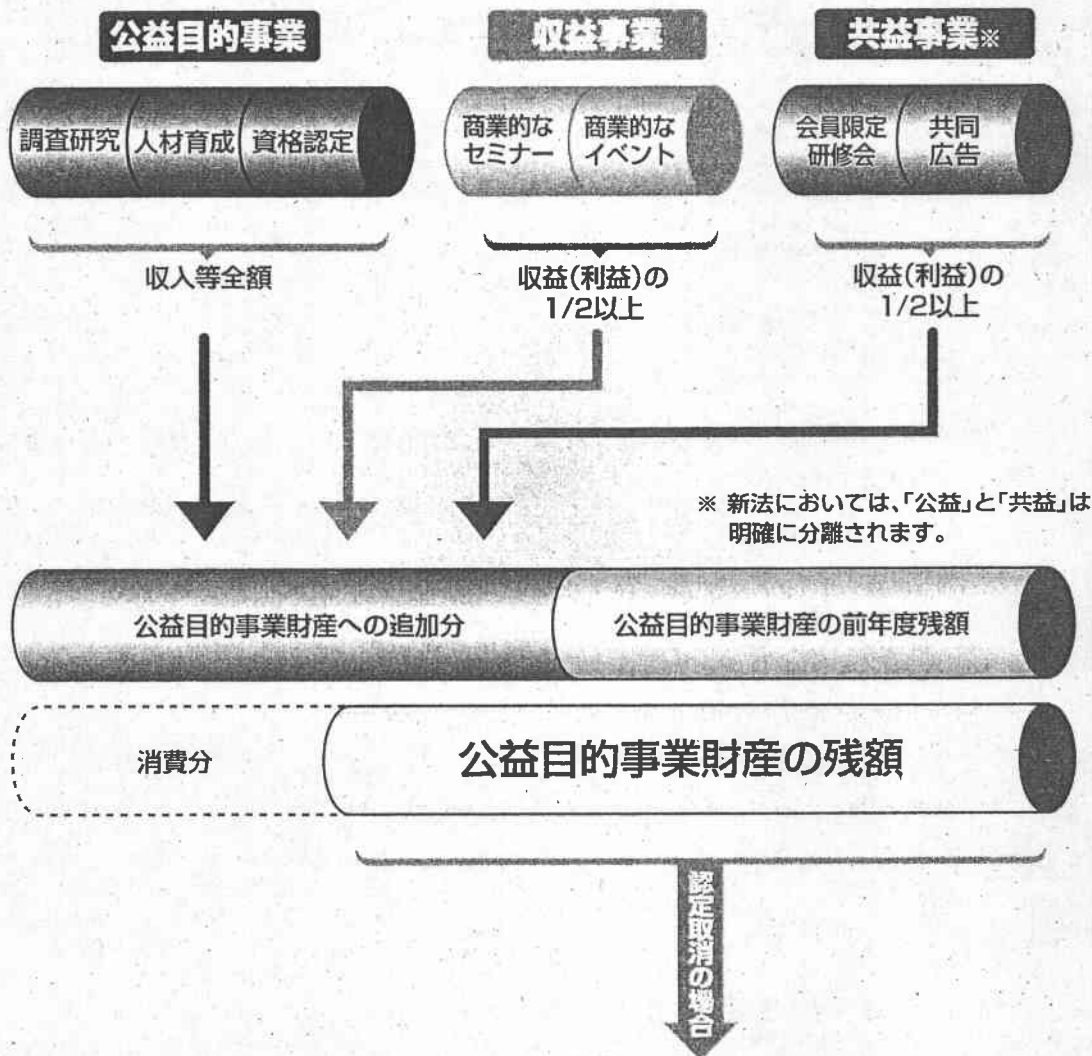
- ① 理事、監事、評議員のうち一定の要件(公益認定を取り消された公益法人の業務を行う理事であって、取消しから5年を経過していない等)に該当する者がいる
- ② 定款または事業計画の内容が法令や行政機関の処分に違反している
- ③ 事業を行うにあたり法令上必要な行政機関の許認可を受けることができない
- ④ 国税または地方税の滞納処分が執行されていたり、滞納処分終了の日から3年を経過していない
- ⑤ 暴力団員等がその活動を支配している
- ⑥ 従来の主務官庁の監督上の命令に違反している

## 公益目的事業財産が法人運営上のキーワードとなります

公益社団・財団法人の財産のうち、公益目的のために消費されるべき財産を「公益目的事業財産」といいます。例えば、公益目的事業のために受けた寄附金や、収益事業から得られた収益の半分以上などがこれにあたります。

また、従来の公益法人が公益社団・財団法人へ移行する際に、公益目的事業のために使用する財産(建物、設備、金融資産等)も公益目的事業財産となります。

公益認定取消し時には、公益目的事業財産の残額を他の公益目的団体等に贈与することになります。(公益のために集めた財産は、最後まで公益的に消費することが求められています)



## 他の公益的団体、国・地方公共団体への贈与

公益社団・財団法人への移行後に認定が取り消されて一般社団・財団法人となった場合、「公益目的事業財産の残額」に相当する額の財産を取消してから1か月以内に、認定法第5条第17号に定める公益的団体等に贈与することとなります。移行に際してはこの点を十分に考える必要があります。



# 公益目的事業とは

認定の基本となる法人の行う事業が公益目的事業がどうかについては、以下のように、公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が法人の行う事業ごとに判断します。

なお、類似・関連する事業であれば、法人の行う事業を法人の判断で適宜まとめていただいてもかまいません。(ただし、収益事業等は明確に区分してください)

## 「公益目的事業」の定義(公益法人認定法第2条第4号)

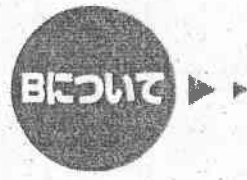
- A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、
- B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。(公益目的事業のチェックポイント参照)



個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているかを検討。

認定法 別表(第二条関係)

1. 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
2. 文化及び芸術の振興を目的とする事業
3. 障害者若しくは生活困窮者又は、事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
4. 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- ⋮
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
23. 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの



個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になっていないかどうかの観点からチェックポイントに沿って検討。

※ 事実認定に当たって留意すべき点であり、これらを勘案して委員会に審議の上、判断することとなる。

「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定に当たっての留意点

### 1. 事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント

事業区分	チェックポイント
(1)検査検定	.....
(2)資格付与	.....
(3)講座、セミナー	.....
⋮	.....
(17)主催公演	.....

**(1)検査検定**

- ① 当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該検査検定の基準を公開しているか。
- ③ 当該検査検定の機会が、一般に開かれているか。
- ④ 検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。(例：個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除、検定はデータなど客観的方法による決定)
- ⑤ 検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。(例：検査機器の定期的点検と性能向上/能力評価の実施/法令等により求められる能力について許認可を受けている)

### 2. 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点

- ① 事業目的(趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)
  - ② 事業の合目的性(趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)
- ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)
- イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)
- ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)
- エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)

(注)②(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。

# 特例民法法人から一般社団・財団法人への移行認可

特例民法法人は、行政庁の認可を受けて、一般社団・財団法人となることができます。

## 認可基準

移行許可の基準は、

- 1 定款の内容が法人法に適合するものであること。
  - 2 法人の移行時の純資産額を基礎に計算した公益目的財産額がある法人は、作成した公益目的支出計画が適正であり、確実に実施すると見込まれるものであること。
- の2点です。

## 公益目的支出計画の解説

移行認可の申請をする法人は、公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために消費していく計画(公益目的支出計画)を作成することになります。

この公益目的支出計画に記載する、公益のために行う事業等を「実施事業等(注)」といい、実施事業等として他の公益的団体等へ寄附してもかまいませんし、「収入が費用を下回る公益的な事業(赤字の公益的な事業)」を、赤字額の累積が公益目的財産額に相当する額に達するまで行うことでもかまいません。

一般社団・財団法人への移行後は、公益目的支出計画に従い、実施事業等を行うこととなります。

### (注)実施事業等とは

公益目的支出計画に記載することのできる実施事業等としては、以下のものがあります。

### 公益目的事業

認定法に定める「公益目的事業」です。

法人が行おうとする事業が公益目的事業にあたるかどうかは、公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関によって判断されます。(p12「公益目的事業とは」参照)

従来の公益法人としてこれまで実施してきた事業とは異なる、全く新しい事業を公益目的支出計画の実施事業として始めることも可能です。

### これまで実施してきた公益事業

これまで従来の公益法人として実施してきた事業のうち、従来の主務官庁が「公益的な活動」として認める事業を実施することもできます。

ただし、従来の主務官庁から公益事業として認めるという意見が出されても、公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が、指導監督基準等に照らし合わせて公益にふさわしくないと判断した場合には、実施事業として認められないこともあります。

### 公益的な団体への寄附

認定法に定める公益的団体等に対して、寄附を行うことも可能です。

(公益的団体等の例)

- ・ 類似の目的を有する他の公益社団・財団法人
- ・ 国または地方公共団体
- ・ 類似の目的を有する学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人(株式会社を除く)
- ・ 上記の他、法令上公益に関する事業を行うことが定められ、残余財産の処分の制限がされている等の条件を満たす法人

その他基準等については、申請書類や申請の手引きを参照にしながらご確認下さい。



# 公益目的支出計画のモデル例

**!** 公益目的財産額の算定には、資産の時価評価が求められますが、一部の資産は評価方法の選択が可能です。

## 1. 公益目的支出計画の策定

### (1) 公益目的財産額の算定

(貸借対照表)

(資産)		(負債)	
預金	2000万円	借入金	4000万円
不動産	1000万円		
		(純資産)	
		純資産	-1000万円

(公益目的財産額及びその計算を記載した書類)

(資産)		(負債)	
預金	2000万円	借入金	4000万円
不動産※	1億6000万円		
		(純資産)	
		純資産	1億4000万円

※当該評価額は時価評価したもの(簿価は1000万円)

→公益目的財産額 1億4000万円…(ア)

### (2) 公益目的支出計画に記載する事業の算定

(移行前の事業)

① 博物館運営 [従来の公益事業] 赤字額 1500万円

(費用)		(収益)	
維持管理費	2100万円	入館料収入	800万円
減価償却費	200万円		

② 研修会 [従来の公益事業] 赤字額 500万円

(費用)		(収益)	
テキスト代	450万円	参加料収入	200万円
講師代	250万円		

③ 図録販売 [従来の公共事業] 黒字額 50万円

(費用)		(収益)	
印刷費	50万円	販売収入	100万円

④ オフィス賃貸 [収益事業] 黒字額 4000万円

(費用)		(収益)	
維持管理費	3000万円	賃貸料収入	7000万円

→公益目的支出計画に記載する事業として博物館運営及び研修会を選択(公益事業のうち赤字事業)

## 2. 公益目的支出計画の実施

(損益計算書)

(費用)		(収益)	
事業費			
博物館運営	2300万円	入館料収入	800万円
研修会	700万円	参加料収入	200万円
図録販売	50万円	販売収入	100万円
オフィス賃貸	3000万円	賃貸料収入	8000万円
管理費	2050万円		
利益	1000万円		
計	9100万円	計	9100万円

→公益目的のための支出:2000万円

[(2300万円-800万円)+(700万円-200万円)]…(イ)

→計画の実施期間

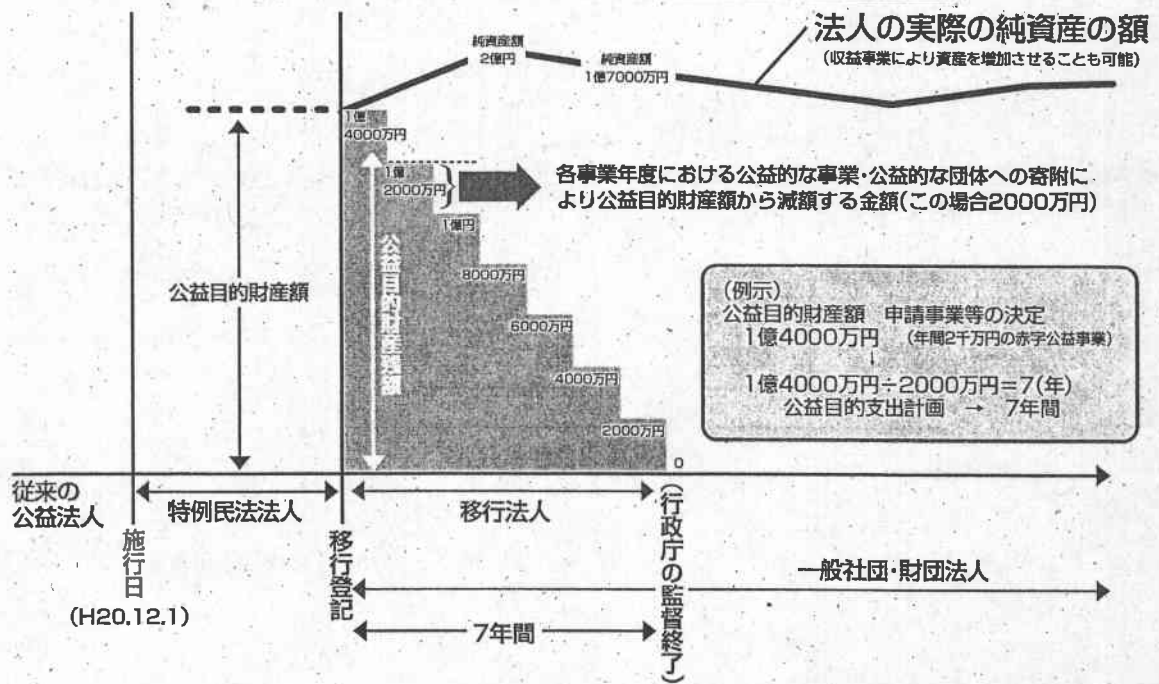
公益目的財産額1億4000万円…(ア)  
÷公益目的のための支出2000万円…(イ)=7年

※計画の実施期間中は、計画に沿って事業を実施しているかなどを毎年度行政庁に報告  
※この法人の場合は、収益事業であるオフィス賃貸料を改善することにより収入を増やしています(FAQ X-1-②参照)

**!** 公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることを判断するために、公益目的支出計画に記載する事業以外にも法人の主な事業の収支状況はチェックされます。

## 計画実施のイメージ

**!** 公益目的支出計画は、法人の純資産を減らすことを求めるものではありません。



# 新制度における税制

## 1 公益社団・財団法人

### 寄附税制

### 国税

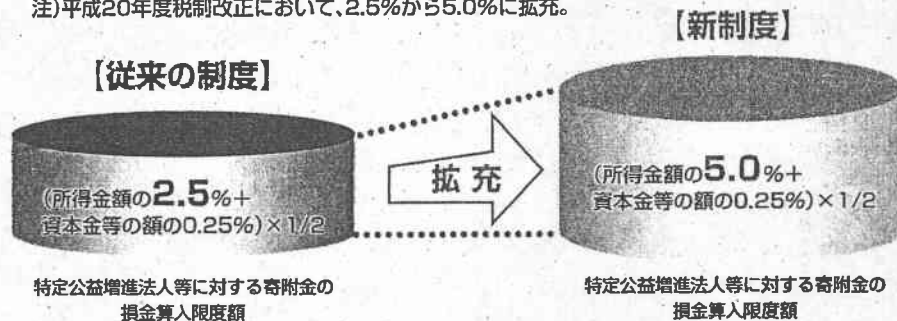
公益社団・財団法人は寄附優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当

- ① 個人が特定公益増進法人に対して寄附をした場合には、その寄附額から2000円を差し引いた金額をその個人の所得から控除

注)寄附額は、その個人の所得の40%相当額が限度。

- ② 法人が特定公益増進法人に対して寄附をした場合には、  
(所得金額の5.0%+資本金等の額の0.25%)×1/2を限度として損金算入

注)平成20年度税制改正において、2.5%から5.0%に拡充。

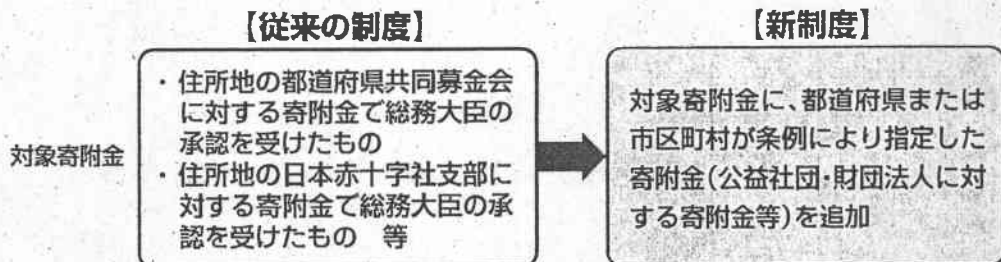


個人が公益社団・財団法人に対して財産を寄附した場合の特例措置 等

### 地方税

個人住民税における寄附優遇の措置 (平成20年度税制改正において抜本的に拡充)

- ① 都道府県または市区町村が条例により指定した寄附金(公益社団・財団法人に対する寄附金等)が寄附優遇措置の対象寄附金



- ② 以下の金額を個人住民税の額から控除
- ア 都道府県が条例で指定した寄附金……(寄附金額-5,000円)×4%
  - イ 市区町村が条例で指定した寄附金……(寄附金額-5,000円)×6%
  - ※ 都道府県及び市区町村から重複して指定された寄附金は(寄附金額-5,000円)×10%

注1)優遇の対象となる寄附額は、その個人の所得の30%相当額が限度。

注2)平成21年度分以後の住民税について適用。

注3)寄附優遇指定の適用を受けるためには寄附者が確定申告等を行うことが必要。

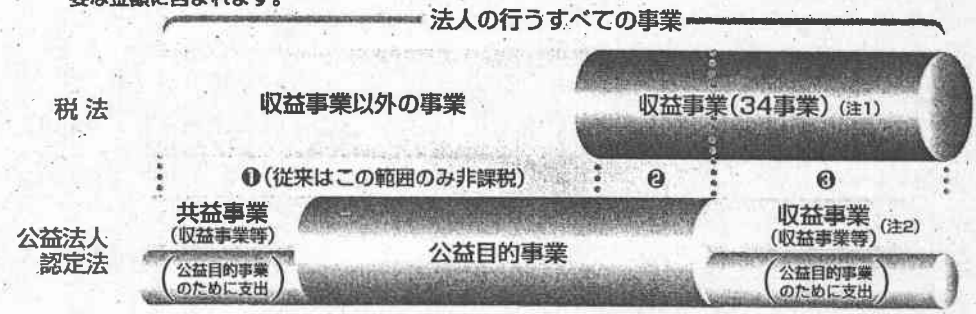
注4)条例による指定を受ける際には、寄附者名簿の作成・保存など条例指定した市区町村の事務処理への協力が必要。



# 法人税

- ① 収益事業についてのみ課税
- ② 認定法上の公益目的事業は収益事業から除外し、非課税
- ③ 収益事業に属する資産のうちから、自らの公益目的事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、損金算入(その公益目的事業の実施のために必要な金額を限度)とする。

注)当該年度において公益目的事業を実施するために支出した額だけでなく、特定費用準備資金や公益資産取得資金として将来の公益目的事業の支出に備えて積み立てた額も公益目的事業の実施のために必要な金額に含まれます。



# その他

- ◆ 登録免許税、源泉所得税、印紙税等につき、従来の公益法人と同様の課税関係 等  
例)法人登記に係る登録免許税、受取利子・配当等に係る源泉所得税の非課税

## 2 一般社団・財団法人

# 法人税

- ① 非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人については、収益事業についてのみ課税
- ② ①以外の法人は、法人税法上、普通法人

- 【「非営利性が徹底された法人」の要件】
1. 定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること
  2. 定款の解散時の残余財産が公益社団・財団法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること
  3. 1.または2.の要件にある定款の定め違反した行為を行っていないこと
  4. 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること
- 【「共益的活動を目的とする法人」の要件】
1. 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること
  2. 定款等に会員が負担すべき金銭の額(会費)の定めがあること
  3. 主たる事業として収益事業を行っていないこと
  4. 定款に特定の個人または団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと
  5. 定款に解散時の残余財産が特定の個人または団体(一定の公益的な団体等を除く。)に帰属する旨の定めがないこと
  6. 特定の個人または団体に特別の利益を与えたことがないこと
  7. 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること

注)税率は30%(年800万円以下の所得については22%(平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の年800万円以下の所得については18%)

# その他

- ◆ 印紙税につき、従来の公益法人と同様の課税関係とし、登録免許税及び受取利子等に係る源泉所得税については課税 等
- ◆ 個人が①のうち「非営利性が徹底された法人」に対して財産を寄附した場合の特例措置 等

## 3 特例民法法人

従来の公益法人税制と同様



# 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人(移行法人)

従来の公益法人と、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人との主な相違点をまとめると、次のようになっています。

	特例民法法人 (従来の公益法人)	公益社団・財団法人
移行の認定・認可の要件		法人法及び認定法に適合していること。 →公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が審査し、行政庁が認定を行う。
事業等	適法であれば制限なし。 ただし、従来の主務官庁に認められた事業に限る。	公益目的事業比率を50/100以上にしななければならないなど公益認定基準を遵守し事業実施することが必要。なお、事業内容を変更するにあたっては、変更の認定が必要となる場合がある。
監督等	従来の主務官庁による監督が行われる。	公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関による報告徴収、立入検査の実施、行政庁による勧告・命令、認定の取消しがある。
税制	従来と同様の措置。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税において収益事業のみに課税(ただし、認定法上の公益目的事業と認められれば非課税)。</li> <li>寄附優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当。</li> <li>個人住民税における寄附優遇の措置。</li> </ul>

# と従来の公益法人の比較表



## 一般社団・財団法人

法人法に適合していること  
公益目的支出計画が適正かつ確実であること  
→公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が審査し、行政庁が認可を行う。

公益目的支出計画実施中は、公益目的支出計画に定めた実施事業等を着実に実施することが必要。  
それ以外については、法人の創意工夫により公益的な事業はもとより柔軟な事業の展開が可能。

原則、法人の自主的な運営が可能。  
公益目的支出計画実施中は、毎事業年度行政庁に対して実施報告をする必要がある。  
公益目的支出計画が終了すれば、報告も不要となる。

「非営利性が徹底された法人等」(注)  
・法人税において収益事業のみに課税。  
・登録免許税及び受取利子等に係る源泉所得税の課税。  
「それ以外の法人」  
・普通法人と同等の課税

(注)「非営利性が徹底された法人等」とは、「非営利性の徹底された法人」または「共益的活動を目的とする法人」のこと。それぞれの要件等については、「P.16 2.一般社団・財団法人法人税」の項目参照。

！  
どちらの法人形態を選ぶかは、それぞれの法人の目的、事業内容、収入の状況などによって異なります。制度の特徴を比較しつつ各法人において主体的に決定して下さい。

一般論として説明すれば、

### ① 公益社団・財団法人に移行する法人

法人法の要件に加えて認定法の基準を満たす必要があり、財産についても公益目的事業財産とそれ以外の財産を区分する必要や、収益事業の収益の一定割合を公益目的事業財産とする必要があるなど、認定法にのっとった運営が必要となります。税制上の優遇措置を受けつつ、特に寄附を主要な財源として公益目的事業を行う法人または、収益事業で得られた収益を財源の一部として公益目的事業を実施したい法人が選択することが想定されます。

### ② 一般社団・財団法人に移行する法人

公益目的支出計画実施中は毎事業年度の公益目的支出計画の実施報告が必要ですが、比較的自由的な立場で公益的な事業はもとより様々な事業を実施したい法人が選択することが想定されます。税制のうち法人税については、非営利性が徹底された法人等であれば収益事業のみ課税となります。なお、受取利子等に係る源泉所得税については課税となりますので注意して下さい。

# 新しい公益法人制度に関する問合せ先一覧

平成22年4月1日現在

機 関 名		電話番号(代表/直通)	
国	内閣府公益認定等委員会事務局	03-5403-9555 (代)	
都道府県	北海道	総務部行政改革局法人団体課	011-231-4111 (代)
	青森県	総務部総務学事課	017-722-1111 (代)
	岩手県	総務部法務学事課	019-629-5039 (直)
	宮城県	総務部私学文書課	022-211-2295 (直)
	秋田県	総務部総務課	018-860-1057 (直)
	山形県	総務部学事文書課	023-630-2211 (代)
	福島県	総務部私学法人課	024-521-7048 (直)
	茨城県	総務部総務課	029-301-2243 (直)
	栃木県	経営管理部文書学事課	028-623-2067 (直)
	群馬県	総務部学事法制課	027-226-2148 (直)
	埼玉県	総務部文書課	048-830-2537 (直)
	千葉県	総務部政策法務課	043-223-2160 (直)
	東京都	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課	03-5321-1111 (代)
	神奈川県	総務局情報統計部文書課	045-210-2461 (直)
	新潟県	総務管理部文書私学課	025-280-5017 (直)
	富山県	経営管理部文書学術課	076-431-4111 (代)
	石川県	総務部総務課	076-225-1232 (直)
	福井県	総務部情報公開・法制課	0776-20-0246 (直)
	山梨県	総務部私学文書課	055-237-1111 (代)
	長野県	総務部情報公開・私学課	026-235-7057 (直)
	岐阜県	総務部法務・情報公開課	058-272-1111 (代)
	静岡県	経営管理部文書局法務文書課	054-221-2866 (直)
	愛知県	総務部法務文書課	052-961-2111 (代)
	三重県	総務部法務・文書室	059-224-2163 (直)
	滋賀県	総務部総務課	077-528-3118 (直)
	京都府	総務部政策法務課	075-414-4038 (直)
	大阪府	総務部法務課	06-6944-6093 (直)
	兵庫県	企画県民部文書課公益法人室	078-341-7711 (代)
	奈良県	総務部総務課	0742-27-8353 (直)
	和歌山県	総務部総務学事課	073-432-4111 (代)
	鳥取県	行政監察監公益法人・団体指導課	0857-26-7884 (直)
	島根県	総務部総務課	0852-22-5111 (代)
	岡山県	総務部総務学事課	086-226-7256 (直)
	広島県	総務局総務管理部総務課	082-513-2246 (直)
	山口県	総務部学事文書課大学・公益法人班	083-933-2140 (直)
	徳島県	企画総務部法務文書課	088-621-2031 (直)
	香川県	総務部総務学事課	087-832-3062 (直)
	愛媛県	総務部私学文書課	089-941-2111 (代)
	高知県	総務部法務課	088-823-9160 (直)
	福岡県	総務部行政経営企画課	092-643-3030 (直)
	佐賀県	経営支援本部総務法制課	0952-25-7003 (直)
	長崎県	総務部総務文書課公益法人改革班	095-895-2114 (直)
	熊本県	総務部県政情報文書課	096-383-1111 (代)
	大分県	総務部法務室	097-506-2272 (直)
	宮崎県	総務部行政経営課	0985-32-4477 (直)
	鹿児島県	総務部学事法制課	099-286-2156 (直)
	沖縄県	総務部総務私学課	098-866-2074 (直)

## 公益認定等委員会事務局

- ・より詳しい新公益法人制度の内容や申請手続についてはホームページをご覧ください。
- ・申請に役立つ資料や相談のお知らせ等を掲載しています。
- ・申請には、手軽で便利な電子申請をご利用下さい。

公益法人インフォメーション  <https://www.koeki-info.go.jp/>